昭26.12.15.

官報

主要目次

法律
○恩給法の一部改正　二八五頁
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律　二八七
○昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律　二八七
○漁業法の一部改正　二八八
府令
○恩給法の一部を改正する法律に規定する恩給の改定等に関する手続　二八九
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　二九一
○人権擁護委員定数規則の一部改正　二九一
省令
○大蔵省職員定数規程の一部改正　二九一
○金属鉱山等保安規則等の一部改正　二九一
○通商産業省職員定数規程の一部改正　二九七
○海上保安庁組織規程の一部改正　二九八
○港湾調査規則の一部改正　二九八
規則
○外国為替等集中規則の一部改正　二九九
告示
○電気の使用を制限する件　二九九
○電気の使用制限の開始等について　三〇一
○木炭の日本農林規格の特例の適用に関する件一部改正　三〇三
○蚕糸試験場桑の接穂配付規程　三〇三
○輸入に関する事項の公表（第五十三回）　三〇四
○十月分建築物及び住宅動態統計の集計結果　三〇九

法律

恩給法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百六号

恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八條ノ四第一項中「五万円」を「三十万円」に、「三十九万五千円」に、「三十五万円」を「四十六万円」に、「四十五万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「七十八万円」に改める。

第五十八條ノ五中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）附則第十一項第二号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三　昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

日本専売公社の役員又は職員で日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十條の規定の適用を受けるもの（以下「公社職員」という。）が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までに退職（在職中の死亡を含む。以下同じ。）した場合において、当該公社職員又はその遺族に対し同條の規定により恩給法を準用して恩給を給すべきときは、その恩給の額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給の額は、同年四月一日において適用されていた公社職員の給与に関する規程が当該退職した公社職員の退職の時前から適用されていたとした場合においてその恩給の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職当時の俸給の額とする。

前項の規定に該当する公社職員又はその遺族で同項の規定によつて計算した額の恩給を受けなかつた者については、裁定庁がこれらの者の請求を待たずに、同項の規定によつて計算した額と既に受けた恩給の額との差額を追給するものとする。

第五項の規定に該当する公社職員又はその遺族で普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料を受けるものについては、同項の規定による退職当時の俸給の年額をもつて第三項に規定する恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額とする。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定により普通恩給の一部の停止を受けている者の昭和二十七年六月分までのその恩給の停止額については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同條の適用については、その者の恩給の年額は、第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の年額による。

3　昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十六年十月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一　第二号及び第三号に規定する恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給の額とみなして得た年額

二　昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）附則第十一項第二号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三　昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

日本専売公社の役員又は職員で日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十條の規定の適用を受けるもの（以下「公社職員」という。）が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までに退職（在職中の死亡を含む。以下同じ。）した場合において、当該公社職員又はその遺族に対し同條の規定により恩給法を準用して恩給を給すべきときは、その恩給の額の計算の基礎とすべき退職当時の俸給の額は、同年四月一日において適用されていた公社職員の給与に関する規程が当該退職した公社職員の退職の時前から適用されていたとした場合においてその恩給の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職当時の俸給の額とする。

前項の規定に該当する公社職員又はその遺族で同項の規定によつて計算した額の恩給を受けなかつた者については、裁定庁がこれらの者の請求を待たずに、同項の規定によつて計算した額と既に受けた恩給の額との差額を追給するものとする。

第五項の規定に該当する公社職員又はその遺族で普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料を受けるものについては、同項の規定による退職当時の俸給の年額をもつて第三項に規定する恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額とする。

毎日文庭

昭26.12.15. 第7482号

附則別表第一号表

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
四六、二〇〇円	五五、二〇〇円
四八、〇〇〇	五七、〇〇〇
四九、八〇〇	五八、八〇〇
五一、六〇〇	六〇、六〇〇
五三、四〇〇	六二、四〇〇
五五、二〇〇	六四、二〇〇
五七、〇〇〇	六六、〇〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、八〇〇
六二、四〇〇	七三、二〇〇
六四、二〇〇	七五、六〇〇
六六、〇〇〇	七八、〇〇〇
六八、四〇〇	八〇、四〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、二〇〇
七五、六〇〇	八七、六〇〇
七八、〇〇〇	九〇、六〇〇
八〇、四〇〇	九三、六〇〇
八二、八〇〇	九六、六〇〇
八五、二〇〇	九九、六〇〇
八七、六〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇
九七、二〇〇	一一五、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一一九、四〇〇
一〇四、四〇〇	一二三、六〇〇
一〇八、〇〇〇	一二七、八〇〇
一一一、六〇〇	一三二、〇〇〇
一一五、二〇〇	一三六、八〇〇
一一八、八〇〇	一四一、六〇〇
一二二、四〇〇	一四六、四〇〇
一二六、〇〇〇	一五一、二〇〇
一二九、六〇〇	一五六、〇〇〇
一三三、二〇〇	一六二、〇〇〇
一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
一四〇、四〇〇	一七四、〇〇〇
一四五、二〇〇	一八〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一五四、八〇〇	一九二、〇〇〇
一五九、六〇〇	一九九、二〇〇
一六四、四〇〇	二〇六、四〇〇
一七〇、四〇〇	二一三、六〇〇
一七六、四〇〇	二二〇、八〇〇
一八二、四〇〇	二二八、〇〇〇
一八八、四〇〇	二三五、二〇〇
一九四、四〇〇	二四四、八〇〇
二〇〇、四〇〇	二五四、四〇〇
二〇六、四〇〇	二六四、〇〇〇
二一二、四〇〇	二七三、六〇〇
二一九、六〇〇	二八三、二〇〇
二二六、八〇〇	二九二、八〇〇
二三四、〇〇〇	三〇二、四〇〇
二四一、二〇〇	三一四、四〇〇
二四九、六〇〇	三二六、四〇〇
二五八、〇〇〇	三三八、四〇〇
二六六、四〇〇	三五〇、四〇〇
二七四、八〇〇	三六三、六〇〇
二八三、二〇〇	三七六、八〇〇
二九一、六〇〇	三九〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇
三一二、〇〇〇	四一六、四〇〇
三二四、〇〇〇	四三二、〇〇〇
三三六、〇〇〇	四四七、六〇〇
三四八、〇〇〇	四六三、二〇〇
三六〇、〇〇〇	四七八、八〇〇
三七二、〇〇〇	四九四、四〇〇
三八四、〇〇〇	五一〇、〇〇〇
三九六、〇〇〇	五二八、〇〇〇
四〇八、〇〇〇	五四六、〇〇〇
四二〇、〇〇〇	五六四、〇〇〇
四三二、〇〇〇	五八二、〇〇〇
四四四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が四六、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百九十四倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が四四四、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十二倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二号表

	(イ) 秘書官又はその遺族の恩給		(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	
	恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額	恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
	一四四、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	四六八、〇〇〇円
	一六八、〇〇〇	一九二、〇〇〇	三八八、八〇〇	五〇五、〇〇〇
	一九二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	四一〇、四〇〇	五三四、〇〇〇
	二一六、〇〇〇	二五二、〇〇〇	四三二、〇〇〇	五六四、〇〇〇
	二四〇、〇〇〇	二八二、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
	二六四、〇〇〇	三一二、〇〇〇	五一六、〇〇〇	六八四、〇〇〇
	二八八、〇〇〇	三四八、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	三一二、〇〇〇	三八四、〇〇〇	五七六、〇〇〇	七六八、〇〇〇
			七二〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇

秘書官又はその遺族の恩給についてその年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が一四四、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千百二十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の仮定俸給年額による。但し、恩給年額計算の基礎となつている俸給年額が三六〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三号表

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
九六、〇〇〇円	一一五、二〇〇円
一〇八、〇〇〇	一三二、〇〇〇
一二〇、〇〇〇	一三九、二〇〇
一三二、〇〇〇	一四六、四〇〇
一五六、〇〇〇	一八一、二〇〇
一八〇、〇〇〇	二一三、六〇〇
二一六、〇〇〇	二五五、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二九八、八〇〇
二五二、〇〇〇	三一四、四〇〇
三〇〇、〇〇〇	四〇三、二〇〇
三三六、〇〇〇	四四七、六〇〇
三七二、〇〇〇	四九四、四〇〇
四〇八、〇〇〇	五四六、〇〇〇
四四四、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
四八〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
五一六、〇〇〇	六八四、〇〇〇
五四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
五七六、〇〇〇	七六八、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇

副検事に係る恩給でその年額計算の基礎となつている俸給年額が一〇八、〇〇〇円であるものについては、その俸給年額に対応するこの表の仮定俸給年額にかかわらず、一二三、六〇〇円を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が九六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 大橋 武夫
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐
厚生大臣 橋本 龍伍
農林大臣 根本 龍太郎
通商産業大臣 高橋 龍太郎
運輸大臣 山崎 猛
郵政大臣 佐藤 栄作
電気通信大臣 佐藤 栄作
労働大臣 保利 茂
建設大臣 野田 卯一
経済安定本部総裁 吉田 茂

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第三百七号

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律

1 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下本則及び別表中「特別措置法」という。）第六條第一項第一号の規定により改定された退職年金、廃疾年金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、昭和二十六年十月分以後その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数については、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「前條の規定」を「前條又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百七号）の規定」に改める。

別表 年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給	特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	九、九〇〇円	一一、八〇〇円
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	一一、七〇〇	一四、四〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
六、五〇〇	七、五五〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二三、九〇〇	三〇、三〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	二五、〇〇〇	三二、六〇〇

備考 本則第一項の規定による年金額の改定の基準とする特別措置法別表の仮定俸給が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給の一・一九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とし、その特別措置法別表の仮定俸給が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給の一・三四倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とする。

外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
通商産業大臣 高橋 龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第三百八号

昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

（退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改定）

第一條 昭和二十六年九月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年十月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号。以下「昭和二十六年法律第三十三号」という。）の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十六年一月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

2 前項第一号の場合において、同号に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、その支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3　前二項の規定は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一條第一項及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項において準用する共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金について準用する。

（公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定）

第二條　共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年十月分以後その年金額を、昭和二十六年法律第三十三号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

（費用負担）

第三條　国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。）のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定める割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。

一　共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合　共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二　日本専売公社法第五十一條第二項に規定する共済組合　日本専売公社

三　日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合　日本国有鉄道

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

年金額の改定のための仮定俸給表

昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第二項に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第二項に規定する年金額の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	一〇、三〇〇円	一二、二〇〇円
四、〇〇〇	四、七五〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四、一五〇	四、九〇〇	一〇、八〇〇	一三、〇〇〇
四、三〇〇	五、〇五〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
四、六〇〇	五、三五〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	一二、一〇〇	一五、〇〇〇
四、九〇〇	五、七〇〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一二、九〇〇	一六、〇〇〇
五、二〇〇	六、一〇〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一三、七〇〇	一七、二〇〇
五、五〇〇	六、五〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一四、七〇〇	一八、四〇〇
五、九〇〇	六、九〇〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一五、七〇〇	一九、六〇〇
六、三〇〇	七、三〇〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
六、五〇〇	七、五五〇	一六、七〇〇	二一、二〇〇
六、七〇〇	七、八〇〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一七、七〇〇	二二、八〇〇
七、一〇〇	八、三〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一八、九〇〇	二四、四〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	一九、五〇〇	二五、二〇〇
七、八〇〇	九、二五〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二〇、八〇〇	二七、二〇〇
八、四〇〇	九、九五〇	二一、五〇〇	二八、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、二〇〇	二九、二〇〇
九、〇〇〇	一〇、六五〇	二二、九〇〇	三〇、三〇〇
九、三〇〇	一一、〇〇〇	二三、六〇〇	三一、四〇〇
九、六〇〇	一一、四〇〇	二四、三〇〇	三二、五〇〇
九、九〇〇	一一、八〇〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇

備考

一　第一條第一項第一号若しくは第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十六年法律第三十三号別表の仮定俸給又は第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給（以下「仮定俸給等」という。）が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・一九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とし、仮定俸給等が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給等の一・三四倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とする。

二　第一條第一項第二号の規定による年金額の改定の基準となる同号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給が三、八五〇円以上二五、〇〇〇円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　大橋　武夫
外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　橋本　龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛
郵政大臣　佐藤　栄作
電気通信大臣　佐藤　栄作
労働大臣　保利　茂
建設大臣　野田　卯一
経済安定本部総裁　吉田　茂

漁業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百九号

漁業法の一部を改正する法律

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一條を加える。

（許可を受けない中型まき網漁業等の禁止）

第六十六條の二　中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2　「中型まき網漁業」とは、総トン数五トン以上六十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業（第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。）をいい、「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業をいい、「瀬戸内海機船船びき網漁業」とは、瀬戸内海（第百九條第二項に規定する海面をいう。）において総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶により船びき網を使用して行う漁業をいう。

3　主務大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県別に第一項の許可をすることができる船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計馬力数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることができる船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

4　主務大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、関係都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5　都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度をこえる船舶については、第一項の許可をしてはならない。

第百三十八條中第六号を第七号とし、第六号として次のように加える。

六　第六十六條の二第一項の規定に違反した者

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船船びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

2　漁業法第六十五條第一項の規定による都道府県規則に基いて都道府県知事が総トン数五トン以上六十トン未満の船舶についてしたまき網漁業（同法第六十五條第一項の規定による省令に基いて主務大臣の許可を必要とする漁業を除く。）の許可であつて同法第六十六條の二の規定のうち中型まき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3　主務大臣が定める海域において、総トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリューを備える船舶により、底びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行う漁業は、昭和二十九年三月三十一日まで小型機船底びき網漁業とみなす。

4　機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第二十六條ノ二の規定に基いて都道府県知事が総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶についてした機船底びき網漁業の許可であつて漁業法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

5　漁業法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際現に機船底曳網漁業取締規則第一條ノ二の規定による農林大臣の許可を受けている総トン数十五トン未満の船舶により営む機船底びき網漁業については、同法第六十六條の二の規定のうち小型機船底びき網漁業に係る部分の施行後一年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

6　漁業法第六十五條第一項の規定による府県規則に基いて府県知事が瀬戸内海の一部を操業区域とする総トン数五トン以上のスクリューを備える船舶についてした船びき網漁業の許可であつて同法第六十六條の二の規定のうち瀬戸内海機船船びき網漁業に係る部分の施行の際現に効力を有するものは、その施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつては、その満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

府　令

◎**総理府令第五十一号**

恩給法の一部を改正する法律附則第三項及び第六項に規定する恩給の改定等に関する手続を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

恩給法の一部を改正する法律附則第三項及び第六項に規定する恩給の改定等に関する手続

第一條　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「改正法律」という。）附則第三項の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料（以下「改定すべき恩給又は扶助料」という。）であつて総理府恩給局長が裁定するものの改定手続については、第二條から第七條までの規定による。

第二條　改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十六年十二月十五日前の日附のある証書によつて支給するものについては、第七條に規定するものを除き、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第一号様式）をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條　前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに総理府恩給局において調製し、東京地方貯金局及び支給郵便局を経由して権利者に交付する。

第四條　第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第二号様式）に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添附し、これを、内閣総理大臣の定める日後、支給郵便局を経由して総理府恩給局に差し出すことを要する。

第五條　支給額票を亡失し、又はき損したときは、支給郵便局及び東京地方貯金局を経由して総理府恩給局長に対し、その再交付を請求することができる。

第六條　改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十六年十二月十五日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第七條　改定すべき恩給又は扶助料であつて改正法律附則第六項の規定により恩給の差額の追給を受けるべき者に支給するものについては、権利者の請求を待たずに、その改定年額及び同項の規定による恩給の差額を計算し、これらの額を表示した恩給証書を発行する。

2　前項の恩給証書は、東京地方貯金局及び支給郵便局を経由して権利者に交付する。

3　権利者は、従前の恩給証書と引換えに前項の恩給証書の交付を受けることを要する。

第八條　改正法律附則第六項の規定により恩給の差額の追給を受けるべき者に給する一時金たる恩給の差額については、権利者の請求を待たずに、その額を計算し、これを表示した裁定通知書を発行する。

2　前條第二項の規定は、前項の裁定通知書の交付について準用する。

第九條　改正法律附則第三項及び第六項に規定する恩給の改正等に関する手続について、この命令に別段の定のない事項については、恩給給與規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉法務府令第百七十一号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十五日

法務総裁　大橋　武夫

別表大阪法務局の部岸和田支局の款佐野出張所の項中「熊取町」を「熊取町」に、長崎地方法務局の部同地方法務局の款時津出張所の項中「時津村」を「時津町」に、同地方法務局の部佐世保支局の款佐々出張所の項中「吉井村」を「吉井町」に、同地方法務局の部平戸支局の款今福出張所の項中「福島村」を「鷹島町」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉法務府令第百七十二号

人権擁護委員定数規則（昭和二十四年法務府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十五日

法務総裁　大橋　武夫

別表中「大阪市一五人」を「大阪市二〇人」に、「名古屋市一〇人」を「名古屋市一二人」に改め、「豊川市三人」の次に次の二項を加える。

瀬戸市	三人
春日井市	三人

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉大蔵省令第百六号

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の施行に伴い、大蔵省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

大蔵大臣　池田　勇人

大蔵省職員定数規程の一部を改正する省令

大蔵省職員定数規程（昭和二十四年大蔵省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

本省

区分	定数	備考
大臣官房	五九一人	うち五人は、国立国会図書館支部大蔵省文庫の職員とする。
主計局	二九人	
主税局	一六一人	うち八〇人は、調査部の定数とする。
理財局	二〇六人	うち一一四人は、税関部の定数とする。
銀行局	二四六人	
財務局	二七〇人	うち一一七人は、検査部の定数とする。
内部部局計	一、七七三人	
税関	五、六六四人	各財務局を通じての定数とする。
地方支分部局計	五、一〇七人	各税関を通じての定数とし、うち八〇人は、税関特派職員の定数とする。
合計	一二、五四四人	

外局

区分	定数	備考
証券取引委員会	一一〇人	
公認会計士管理委員会	一〇人	
国税庁 内部部局 長官官房	三八一人	
国税庁 内部部局 直税部	八四人	
国税庁 内部部局 間税部	六七人	
国税庁 内部部局 徴収部	四九人	
国税庁 内部部局 調査部	七一人	
国税庁 内部部局 査察部	六五二人	
国税庁 内部部局計	七、一五一人	
国税庁 附属機関 税務講習所	五人	
国税庁 附属機関 国税庁協議団	二七三人	
国税庁 附属機関計	二七八人	
国税庁 地方支分部局 国税局	七、一五一人	各国税局を通じての定数とし、うち四〇〇人は、国税局協議団の各国税局協議団を通じての定数とする。
国税庁 地方支分部局 税務署	四三、九三九人	
国税庁 地方支分部局 税務署計	五一、〇九〇人	
国税庁 合計	五二、〇二〇人	
造幣庁 内部部局 総務部	四三人	
造幣庁 内部部局 作業部	七〇七人	
造幣庁 内部部局計	一、一二〇人	
造幣庁 附属機関 研究所及び病院	五二人	
造幣庁 地方支分部局 造幣局及び出張所	六六〇人	各造幣局及び出張所を通じての定数とする。
造幣庁 合計	一、八三二人	
印刷庁 内部部局 長官官房	一五〇人	
印刷庁 内部部局 業務部	二二〇人	
印刷庁 内部部局 製造部	一〇〇人	
印刷庁 内部部局計	四七〇人	
印刷庁 附属機関 研究所、工場、教習所及び病院	七五七人	
印刷庁 地方支分部局 出張所	八〇人	
印刷庁 合計	八、二二人	
合計	六二、〇九三人	

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局においては、改正後の大蔵省職員定数規程第一項に定める定数をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

◉通商産業省令第七十四号

金属鉱山等保安規則等の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月十五日

通商産業大臣　高橋龍太郎

金属鉱山等保安規則等の一部を改正する省令

（金属鉱山等保安規則の改正）

第一條　金属鉱山等保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　コンプレッサー（第二百三十四條―第二百三十七條）」を「第四節　コンプレッサー（第二百三十四條―第二百三十七條）第五節　高圧ガス（第二百三十七條の二―第二百三十九條の九）」に、「第五節　アセチレン溶接装置（第二百三十八條―第二百四十二條）」を「第六節　アセチレン溶接装置（第二百三十八條―第二百四十二條）」に改め、以下一節ずつ繰り下げる。

第二條第五項中「（溶解アセチレンを除く。）」を削り、「器具」を「器具（高圧アセチレンまたは酸素を充てんした容器を除く。）」に、同條第七項中「電気および火薬類」を「電気、火薬類および高圧ガス」に、「および火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）」を、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）および高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）に改める。

第八條第一項第三号中「または最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かん」を「、最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かんまたは一日に容積

（別記）第一号様式

(イ)

昭和二十七年一月渡以降
普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	円
同上一期額	円　銭
恩給法第五十八條ノ三第一項の規定による停止期間及びその間の支給年額	昭和　年　月から昭和　年　月まで　支給年額　円 昭和　年　月から昭和　年　月まで　支給年額　円 昭和　年　月から昭和　年　月まで　支給年額　円
氏名	
生年月	年　月生

（総理府恩給局）

(ロ)

昭和二十七年一月渡以降
普通恩給増加恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	普通恩給年額　円 増加恩給年額　円 計　円 増加恩給には家族　人の加給年額　円を含む
同上一期額	円　銭
給与の終期	昭和　年　月
障害補償による停止	停止年額　円 停止の終期　昭和　年　月
氏名	
生年月	年　月生

（総理府恩給局）

(ハ)

昭和二十七年一月渡以降
普通扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	円
同上一期額	円　銭
統柄 氏名	
生年月	年　月生

（総理府恩給局）

(ニ)

昭和二十七年一月渡以降
傷病年金年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	円 家族　人の加給年額　円を含む
同上一期額	円　銭
給与の終期	昭和　年　月
障害補償による停止	停止年額　円 停止の終期　昭和　年　月
氏名	
生年月	年　月生

（総理府恩給局）

第二号様式

新証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号）附則の規定による新証書を交付されたい。

年　月　日

現住所
権利者　氏　名㊞

総理府恩給局　御中
支給郵便局〇〇郵便局

(ホ)

昭和二十七年一月渡以降
公務扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第　　号
改定証書記号番号	第　　号
改定年額	円 遺族　人の加給年額　円を含む
同上一期額	円　銭
遺族補償による停止	停止年額　円 停止の終期　昭和　年　月
続柄 氏名	
生年月	年　月生

（総理府恩給局）

昭26.12.15.　第7482号

（攝氏零度、圧力毎平方センチメートルにつき零キログラムの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）百立方メートルを超える高圧ガスを製造するための設備（冷凍設備にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上のものに限る。）」に改める。

第五十二條第十一号を次のように改める。

十一　削除

第五十二條第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二　一日に容積三十立方メートル以上の高圧ガスを製造するための施設（冷凍のための施設にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上の冷凍設備を備えるものに限る。）

十五の三　容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所

第五十三條第三号中「十キログラム以上または」を削る。

第五十六條第一項中「および第十四号」を「、第十四号および第十五号の三」に、同條第二項中「第十一号」を「第十五号の二」に改める。

第二百二十二條第三項中「コンプレッサー、」を「コンプレッサー、高圧ガス、」に、「第二百三十五條、」を「第二百三十五條、第二百三十七條の二から第二百三十七條の九まで、」に、同條第四項中「コンプレッサー」を「コンプレッサーおよび高圧ガス」に、「第二百三十六條」を「第二百三十六條、第二百三十七條の三、第二百三十七條の四および第二百三十七條の六から第二百三十七條の九まで」に改める。

第九章第五節を第六節とし、以下一節ずつ繰り下げ、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節　高圧ガス

（製造施設）

第二百三十七條の二　第五十二條第十五号の二の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　高圧設備（冷凍設備を除く。）および高圧ガスを充てんした容器（以下「充てん容器」という。）を収納する室は、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。以下同じ。）または人家から二十メートル以上の距離を保つこと。

二　充てん容器を収納する室および酸素の充てん室は、防火構造とすること。

三　毒性ガスの高圧設備を設置する室は、通風を良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、換気装置を設けること。

四　高圧設備は、継手により接続するときは、当該継手およびこれに接続する部分に残留応力が残らないように組み立て、継手および弁類のねじを締め付けたときは、無理な荷重のかからないようにし、かつ、常用の圧力が毎平方センチメートルにつき二百キログラム以上となる箇所のねじは、ねじゲージで検査したものであること。

五　ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、内容積五立方メートル以上のものには、ガス放出装置を設けること。

2　前項第一号の高圧設備または室を新たに設けるときは、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物から百メートル以上の距離をとらなければならない。

3　特別の事由があつて、鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、第一項第一号または前項の規定によらないことができる。

4　第一項第二号の室をはり下四メートル以上の建築物に設けたときは、はりおよび小屋組については、同号の規定によらないことができる。

（製造）

第二百三十七條の三　第五十二條第十五号の二の施設において高圧ガスを製造するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　アンモニアガス中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のものは、圧縮しないこと。

二　高圧ガス（高圧アセチレンを除く。）を容器に充てんするときは、あらかじめその容器の各部をつちで打ち、音響が不良であるものについては、内部を照明検査し、内部のさび、水分、じんあい、鉄片その他の異物を除去すること。

三　酸素を容器に充てんするときは、あらかじめ弁および容器の内部の油脂類を除去し、かつ、容器と弁との間に可燃性のパッキンを使用しないこと。

四　高圧ガスを容器に充てんするため容器、弁または充てん用枝管を加熱するときは、熱濕布または攝氏四十度以下の温湯を使用すること。

五　弁が突出した容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）には、高圧ガスを充てんしたのち、弁の損傷を防止する措置を講ずること。

六　充てん容器には、外部の見易い箇所に高圧ガスの種類を標示すること。

七　冷凍設備のうち、コンプレッサーおよびぎよう縮器には、その温度の著しい上昇を防止する措置を講ずること。

2　一日の冷凍能力が二十トン未満の冷凍設備（〇・七五キロワット以下の原動機を使用するものを除く。）については、前項第七号の規定を準用する。

（貯蔵）

第二百三十七條の四　高圧ガスを貯蔵するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器には、転落、転倒および衝撃を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に攝氏三十五度以下に保つこと。

2　容積〇・一五立方メートル（液化ガスにあつては、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。）以下の高圧ガスを貯蔵するときは、前項の規定によらないことができる。

（貯蔵所）

第二百三十七條の五　第五十二條第十五号の三の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　貯蔵所は、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物から二十メートル以上の距離を保つこと。

二　貯蔵所の見易い箇所に警標を掲げること。

三　貯蔵所の周囲には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造りまたはこれと同等以上の強度を有する構造で、かつ、高さ二・五メートル以上の障壁を設けること。

四　アンモニアガスの貯蔵所は、床面以外を防火構造とし、屋根は薄鉄板または軽い不燃性の材料を使用すること。

2　酸素の貯蔵所については、前項第一号から第三号までの規定によるほか、第二百三十七條の二第一項第二号および第四項の規定を準用する。

3　毒性ガスの貯蔵所については、第一項第一号から第三号まで（アンモニアガスの貯蔵所については、第一項各号）の規定によるほか、第二百三十七條の二第一項第三号の規定を準用する。

4　特別の事由があつて、鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、第一項第一号の規定によらないことができる。

（火気の制限等）

第二百三十七條の六　高圧ガスの製造のための施設もしくは高圧ガス貯蔵所またはその附近においては、鉱業権者の定める箇所で火気を使用してはならない。ただし、作業のため必要があつて、火気を使用するときは、この限りでない。

2　酸素の高圧設備を設置する室もしくは酸素もしくはアンモニアガスを貯蔵する箇所またはその附近には、作業に必要な場合を除き燃焼し易い物をたい積してはならない。

（移動）

第二百三十七條の七　充てん容器を移動するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）は、転落、転倒、衝撃および弁の損傷を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に攝氏四十度以下に保つこと。

（詰替）

第二百三十七條の八　高圧ガスの詰替をするときは、多数の人が集合する箇所およびその附近で行つてはならない。

2　前項の場合には、第二百三十七條の三第一項第二号から第六号までの規定を準用する。

（消費および廃棄）

第二百三十七條の九　高圧ガスを消費し、または廃棄するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　高圧アセチレンまたはアンモニアガスの充てん容器の弁は、静かに開閉すること。

二　充てん容器、弁または導管を加熱するときは、熱濕布または攝氏四十度以下の温湯を使用すること。

三　高圧アセチレンを消費するときは、通風のよい箇所で行い、かつ、その容器を攝氏四十度以下に保つこと。

四　高圧アセチレンおよびアンモニアガスを廃棄するときは、火気を取扱う箇所または発火性もしくは引火性の物をたい積する箇所およびその附近を避け、かつ、空気中に放出して廃棄するときは、通風のよい箇所で少量ずつ行うこと。

五　酸素を消費し、または廃棄するときは、弁および消費または廃棄に使用する器具の油脂類その他可燃性の物を除去したのち、行うこと。

六　毒性ガスを空気中に放出して廃棄するときは、危険を他に及ぼすおそれのない箇所で少量ずつ行うこと。

七　消費し、または廃棄したときは、弁を閉じ、かつ、弁の損傷を防止する措置を講ずること。

樣式第十一号の一部を次のように改める。

坑内の欄中「

電気のため	飛石または転石

」を「

電気のため	高圧ガスのため	飛石または転石

」に、坑外の欄中「

発破または火薬類のため

」を「

岩ばんの発破または火薬類のため	崩壊	火薬

」に、「

落物のため	飛石または転石

」を「

落物のため	高圧ガスのため	飛石または転石

」に改める。

（石炭鉱山保安規則の改正）

第二條　石炭鉱山保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　コンプレッサー（第三百二十條―第三百二十三條）」を「第四節　コンプレッサー（第三百二十條―第三百二十三條）　第五節　高圧ガス（第三百二十三條の二―第三百二十三條の九）」に、「第五節　アセチレン溶接装置（第三百二十四條―第三百二十八條）」を「第六節　アセチレン溶接装置（第三百二十四條―第三百二十八條）」に改め、以下一節ずつ繰り下げる。

第二條第七項中「（溶解アセチレンを除く。以下同じ。）」を削り、「器具」を「器具（高圧アセチレンまたは酸素を充てんした容器を除く。）」に、同條第九項中「電気および火薬類」を「電気、火薬類および高圧ガス」に、「および火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）」を「火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）および高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）」に改める。

第十條第一項第三号中「または最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かん」を「、最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かんを設けたとき、または一日に容積（攝氏零度、圧力毎平方センチメートルにつき零キログラムの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）百立方メートルを超える高圧ガスを製造するための設備（冷凍設備にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上のものに限る。）」に改める。

第五十八條第七号を次のように改める。

七　削除

第五十八條第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　一日に容積三十立方メートル以上の高圧ガスを製造するための施設（冷凍のための施設にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上の冷凍設備を備えるものに限る。）

十一の三　容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所

第五十九條第三号中「十キログラム以上または」を削る。

第六十二條第一項中「および第九号」を「、第九号および第十一号の三」に、同條第二項中「第七号」を「第十一号の二」に改める。

第三百十條第三項中「コンプレッサー、」を「コンプレッサー、高圧ガス、」に、「第三百二十一條、」を「第三百二十一條、第三百二十三條の二から第三百二十三條の九まで、」に、同條第四項中「コンプレッサー」を「コンプレッサーおよび高圧ガス」に、「第三百二十二條」を「第三百二十二條、第三百二十三條の三、第三百二十三條の四および第三百二十三條の六から第三百二十三條の九まで」に改める。

第十二章第五節を第六節とし、以下一節ずつ繰り下げ、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節　高圧ガス

（製造施設）

第三百二十三條の二　第五十八條第十一号の二の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　高圧設備（冷凍設備を除く。）および高圧ガスを充てんした容器（以下「充てん容器」という。）を収納する室は、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。以下同じ。）または人家から二十メートル以上の距離を保つこと。

二　充てん容器を収納する室および酸素の充てん室は、防火構造とすること。

三　毒性ガスの高圧設備を設置する室は、通風を良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、換気装置を設けること。

四　高圧設備は、継手により接続するときは、当該継手およびこれに接続する部分に残留応力が残らないように組み立て、継手および弁類のねじを締め付けたときは、無理な荷重のかからないようにし、かつ、常用の圧力

が毎平方センチメートルにつき二百キログラム以上となる箇所のねじは、ねじゲージで検査したものであること。

五　ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、内容積五立方メートル以上のものには、ガス放出装置を設けること。

2　前項第一号の高圧設備または室を新たに設けるときは、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物から百メートル以上の距離をとらなければならない。

3　特別の事由があつて、鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、第一項第一号または前項の規定によらないことができる。

4　第一項第二号の室をはり下四メートル以上の建築物に設けたときは、はりおよび小屋組については、同号の規定によらないことができる。

（製造）

第三百二十三條の三　第五十八條第十一号の二の施設において高圧ガスを製造するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　アンモニアガス中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のものは、圧縮しないこと。

二　高圧ガス（高圧アセチレンを除く。）を容器に充てんするときは、あらかじめその容器の各部をつちで打ち、音響が不良であるものについては、内部を照明検査し、内部のさび、水分、じんあい、鉄片その他の異物を除去すること。

三　酸素を容器に充てんするときは、あらかじめ弁および容器の内部の油脂類を除去し、かつ、容器と弁との間に可燃性のパッキンを使用しないこと。

四　高圧ガスを容器に充てんするため容器、弁または充てん用抜管を加熱するときは、熱湿布または摂氏四十度以下の温湯を使用すること。

五　弁が突出した容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）には、高圧ガスを充てんしたのち、弁の損傷を防止する措置を講ずること。

六　充てん容器には、外部の見易い箇所に高圧ガスの種類を標示すること。

七　冷凍設備のうち、コンプレッサーおよびぎよう縮器には、その温度の著しい上昇を防止する措置を講ずること。

2　一日の冷凍能力が二十トン未満の冷凍設備（〇・七五キロワット以下の原動機を使用するものを除く。）については、前項第七号の規定を準用する。

（貯蔵）

第三百二十三條の四　高圧ガスを貯蔵するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器には、転落、転倒および衝撃を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に摂氏三十五度以下に保つこと。

2　容積〇・一五立方メートル（液化ガスにあつては、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。）以下の高圧ガスを貯蔵するときは、前項の規定によらないことができる。

（貯蔵所）

第三百二十三條の五　第五十八條第十一号の三の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　貯蔵所は、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物から二十メートル以上の距離を保つこと。

二　貯蔵所の見易い箇所に警標を掲げること。

三　貯蔵所の周囲には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造りまたはこれと同等以上の強度を有する構造で、かつ、高さ二・五メートル以上の障壁を設けること。

四　アンモニアガスの貯蔵所は、床面以外を防火構造とし、屋根は薄鉄板または軽い不燃性の材料を使用すること。

2　酸素の貯蔵所については、前項第一号から第三号までの規定によるほか、第三百二十三條の二第一項第二号および第四項の規定を準用する。

3　毒性ガスの貯蔵所については、第一項第一号から第三号まで（アンモニアガスの貯蔵所については、第一項各号）の規定によるほか、第三百二十三條の二第一項第三号の規定を準用する。

4　特別の事由があつて、鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、第一項第一号の規定によらないことができる。

（火気の制限等）

第三百二十三條の六　高圧ガスの製造のための施設もしくは高圧ガス貯蔵所またはその附近においては、鉱業権者の定める箇所で火気を使用してはならない。ただし、作業のため必要があつて、火気を使用するときは、この限りでない。

2　酸素の高圧設備を設置する室もしくは酸素もしくはアンモニアガスを貯蔵する箇所またはその附近には、作業に必要な場合を除き燃焼し易い物をたい積してはならない。

（移動）

第三百二十三條の七　充てん容器を移動するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）は、転落、転倒、衝撃および弁の損傷を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に摂氏四十度以下に保つこと。

（詰替）

第三百二十三條の八　高圧ガスの詰替をするときは、多数の人が集合する箇所およびその附近で行つてはならない。

2　前項の場合には、第三百二十三條の三第一項第二号から第六号までの規定を準用する。

（消費および廃棄）

第三百二十三條の九　高圧ガスを消費し、または廃棄するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　高圧アセチレンまたはアンモニアガスの充てん容器の弁は、静かに開閉すること。

二　充てん容器、弁または導管を加熱するときは、熱湿布または摂氏四十度以下の温湯を使用すること。

三　高圧アセチレンを消費するときは、通風のよい箇所で行い、かつ、その容器を摂氏四十度以下に保つこと。

四　高圧アセチレンおよびアンモニアガスを廃棄するときは、火気を取扱う箇所または発火性もしくは引火性の物をたい積する箇所およびその附近を避け、かつ、空気中に放出して廃棄するときは、通風のよい箇所で少量ずつ行うこと。

五　酸素を消費し、または廃棄するときは、弁および消費または廃棄に使用する器具の油脂類その他可燃性の物を除去したのち、行うこと。

六　毒性ガスを空気中に放出して廃棄するときは、危険を他に及ぼすおそれのない箇所で少量ずつ行うこと。

七　消費し、または廃棄したときは、弁を閉じ、かつ、弁の損傷を防止する措置を講ずること。

様式第十一号の一部を次のように改める。

坑内の欄中「電気のため／飛石または転石」を「電気のため／高圧ガスのため／飛石または転石」に、坑外の欄中「発破または火薬類のため」を「岩ばんの崩壊／発破または火薬類のため」に、「劇物のため／飛石または転石」を「劇物のため／高圧ガスのため／飛石または転石」に改める。

（石油鉱山保安規則の改正）

第三條　石油鉱山保安規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　コンプレッサー（第二百七十條―第二百七十三條の二）」を「第三節　コンプレッサー（第二百七十條―第二百七十三條の二）　第四節　高圧ガス（第二百七十三條の三―第二百七十三條の十二）」に、「第四節　アセチレン溶接装置（第二百七十四條―第二百七十八條）」を「第五節　アセチレン溶接装置（第二百七十四條―第二百七十八條）」に改め、以下一節ずつ繰り下げる。

第二條第八項中「（溶接アセチレンを除く。以下同じ。）」を削り、「器具」を「器具（高圧アセチレンまたは酸素を充てんした容器を除く。）」に、同條第十項中「電気および火薬類」を「電気、火薬類および高圧ガス」に、「および火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）」を「、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）および高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）」に改める。

第八條第一項第二号中「または最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かん」を「、最高使用圧力毎平方センチメートルにつき一キログラム以上四キログラム未満の汽かんを設けたとき、または一日に容積百立方メートル（摂氏零度、圧力毎平方センチメートルにつき零キログラムの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）を超える高圧ガスを製造するための設備」に改める。

第二十三條第一号中「主要扇風機」を「主要扇風機、高圧ガスの製造設備」に改める。

第三十四條第一項第三号中「ガソリンプラント」を「ガソリンプラントまたはスタビライザープラント」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　ガスリフトプラントまたはガス圧入プラントの取扱作業

第五十二條第二号中「五百立方メートル以上の天然ガス貯蔵タンク」を「内容積五百立方メートル以上の天然ガス貯蔵タンク（高圧ガス用のものを除く。）」に改め、第五号を次のように改める。

五　削除

第五十二條第九号中「ガソリンプラント」を「ガソリンプラント（第九号の三の施設の一部をなすものを除く。）」に改め、同号の次に次の三号を加える。

九の二　スタビライザープラント（次号の施設の一部をなすものを除く。）

九の三　一日に容積三十立方メートル以上の高圧ガスを製造するための施設

九の四　容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所

第五十三條第三号中「十キログラム以上または」を削る。

第五十六條第一項中「および第八号」を「、第八号および第九号の四」に、同條第二項中「第五号および第六号」を「第六号および第九号の三」に改める。

第百二十三條を次のように改める。

（パイプ等）

第百二十三條　パイプ、その継手、バルブその他のパイプ附属金具は、使用圧力の一・五倍以上の圧力でする耐圧試験に合格したものでなければならない。

第百二十四條中「一箇月」を「三箇月」に改める。

第二百四十條および第二百四十一條中「ガソリンプラント」を「ガソリンプラント、高圧設備、高圧ガス貯蔵所」に改める。

第二百四十四條を次のように改める。

（設置制限）

第二百四十四條　天然ガスもしくは原油が噴出し、または噴出するおそれが多い坑井の坑口、石油坑の坑口、石油タンク、ガスタンク、ガソリンプラントおよびスタビライザープラントは、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。以下同じ。）もしくは人家またはか冶場、汽かん室等常時火気を使用する建築物から二十メートル以上の距離を保たなければならない。

2　石油タンク、ガスタンク、ガソリンプラントまたはスタビライザープラントを新たに設置するときは、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物から百メートル以上の距離をとらなければならない。

3　前項に規定するもの以外の高圧設備および高圧ガスを充てんした容器（以下「充てん容器」という。）を収納する室については、前二項の規定を準用する。

4　特別の事由があつて、鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、第一項および第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定によらないことができる。

第二百六十一條第一項中「第二百七十一條」を「第二百七十一條、第二百七十三條の三から第二百七十三條の十まで」に、同條第二項中「第二百七十三條」を「第二百七十三條、第二百七十三條の四、第二百七十三條の五、第二百七十三條の七、第二百七十三條の八、第二百七十三條の十から第二百七十三條の十二まで」に改める。

第六章第四節を第五節とし、以下一節ずつ繰り下げ、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　高圧ガス

（製造施設）

第二百七十三條の三　第五十二條第九号の三の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　高圧可燃性ガスのガスタンクには、赤色の塗料を塗るか、または周囲から見易いようにガスの名称を朱書すること。

二　可燃性ガスの発生もしくは精製のための設備または高圧設備を設置する室および可燃性ガスの充てん容器を収納する室は、容器を取扱う室の床面以外を防火構造とし、かつ、屋根は、薄鉄板または軽い不燃性の材料を使用すること。

三　充てん容器を収納する室および酸素の充てん室は、防火構造とすること。

四　コンプレッサーと高圧ガスを容器に充てんする箇所または充てん容器を収納する箇所との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造りまたはこれと同等以上の強度を有する構造で、かつ、高さ二・五メートル以上の障壁を設けること。

五　可燃性ガスの発生または精製のための設備または可燃性ガスの高圧設備を設置する室および可燃性ガスの充てん容器を収納する室は、通風を良好にする構造とし、かつ、地下室その他通風の良好でない箇所には、換気装置を設けること。

六　高圧設備は、継手により接続するときは、当該継手およびこれに接続する部分に残留応力が残らないように組み立て、継手

およびバルブ類のねじを締め付けたときは、無理な荷重のかからないようにし、かつ、常用の圧力が毎平方センチメートルにつき、二百キログラム以上となる箇所のねじは、ねじゲージで検査したものであること。

七　ガスタンクは、鉄材を用いて気密な構造とし、内容積五立方メートル以上のものには、ガス放出装置を設け、かつ、可燃性ガスのガスタンクの出口には、逆火防止装置を設けること。

八　可燃性ガスを圧縮するコンプレッサーと充てん用主管との間の配管には、逆止弁を設けること。

2　前項第三号の室をはり下四メートル以上の建築物に設けたときは、はりおよび小屋組については、同号の規定によらないことができる。

（製造）

第二百七十三條の四　第五十二條第九号の三の施設において高圧ガスを製造するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　可燃性ガスは、コンプレッサーのガスの吸込側において、一日に二回以上採取し、遅滞なく分析を行い、その結果を記録すること。

二　可燃性ガス中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のものは、圧縮しないこと。

三　メタンガスを圧縮するコンプレッサーを運転する室には、その室において常にガスタンク中の当該ガスの容量を知ることができる措置を講ずること。

四　高圧ガス（高圧アセチレンを除く。）を容器に充てんするときは、あらかじめその容器の各部をつちで打ち、音響が不良であるものについては、内部を照明検査し、内部のさび、水分、じんあい、鉄片その他の異物を除去すること。

五　酸素を容器に充てんするときは、あらかじめバルブおよび容器の内部の油脂類を除去し、かつ、容器とバルブとの間に可燃性のパッキンを使用しないこと。

六　メタンガスを容器に充てんするときは、コンプレッサーと充てん用枝管との間にドレーンセパレーターを設け、当該ガス中の水分を除去すること。

七　高圧ガスを容器に充てんするため容器、バルブまたは充てん用枝管を加熱するときは、熱濕布または攝氏四十度以下の温湯を使用すること。

八　バルブが突出した容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）には、高圧ガスを充てんしたのち、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。

九　充てん容器には、外部の見易い箇所に高圧ガスの種類を標示すること。

（貯蔵）

第二百七十三條の五　高圧ガスを貯蔵するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器には、転落、転倒および衝撃を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に攝氏三十五度以下に保つこと。

2　容積〇・一五立方メートル（液化ガスにあつては、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。）以下の高圧ガスを貯蔵するときは、前項の規定によらないことができる。

（貯蔵所）

第二百七十三條の六　第五十二條第九号の四の施設を設けるときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　貯蔵所の見易い箇所に警標を掲げること。

二　貯蔵所の周囲には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造りまたはこれと同等以上の強度を有する構造で、かつ、高さ二・五メートル以上の障壁を設けること。

2　高圧可燃性ガスの貯蔵所については、前項各号の規定によるほか、第二百七十三條の三第一項第二号の規定を準用する。

3　酸素の貯蔵所については、第一項各号の規定によるほか、第二百七十三條の三第一項第三号および第二項の規定を準用する。

（火気の制限等）

第二百七十三條の七　可燃性ガスの発生もしくは精製のための設備を設置する室、可燃性ガスもしくは酸素の高圧設備を設置する室もしくは可燃性ガスもしくは酸素を貯蔵する箇所またはその附近には、作業に必要な場合を除き燃焼し易い物をたい積してはならない。

（移動）

第二百七十三條の八　充てん容器を移動するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　充てん容器（内容積五リットル以下の容器を除く。）は、転落、転倒、衝撃およびバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

二　充てん容器は、常に攝氏四十度以下に保つこと。

（導管）

第二百七十三條の九　高圧ガスを輸送する導管は、左の各号の規定によらなければならない。

一　道路（交通閑散なものを除く。）または多数の人が集合する箇所の附近に導管を設けるときは、見易い箇所に高圧ガスの種類および導管に異状を認めたときの連絡先を明瞭に記載した標識を掲げること。

二　導管には、温度の変化による長さの変化を吸収する措置を講ずること。

三　導管には、常に攝氏四十度以下に保つ措置を講ずること。

四　導管には、適当な箇所に安全弁を設け、かつ、圧縮ガスに係るものについては圧力計を、液化ガスに係るものについては圧力計および温度計を設けること。

（詰替）

第二百七十三條の十　高圧ガスの詰替をするときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　多数の人が集合する箇所およびその附近で行わないこと。

二　可燃性ガスの詰替は、火気を取扱う箇所または引火性もしくは発火性のおそれのある物をたい積する箇所およびその附近で行わないこと。

2　前項の場合には、第二百七十三條の四第四号、第五号および第七号から第九号までの規定を準用する。

（消費および廃棄）

第二百七十三條の十一　高圧ガスを消費し、または廃棄するときは、左の各号の規定によらなければならない。

一　可燃性ガスの充てん容器のバルブは、静かに開閉すること。

二　充てん容器、バルブまたは導管を加熱するときは、熱濕布または攝氏四十度以下の温湯を使用すること。

三　可燃性ガスを消費するときは、通風のよい箇所で行い、かつ、その容器は、攝氏四十度以下に保つこと。

四　可燃性ガスを廃棄するときは、火気を取扱う箇所または引火性もしくは発火性の物をたい積する箇所およびその附近を避け、かつ、空気中に放出して廃棄するときは、通風のよい箇所で少量ずつ行うこと。

五　酸素を消費し、または廃棄するときは、バルブおよび消費または廃棄に使用する器具の油脂類その他可燃性のものを除去したのち、行うこと。

六　消費し、または廃棄したときは、バルブを閉じ、かつ、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。

（検査）

第二百七十三條の十二　機械保安係員は、高圧設備のうち、ガスタンク、パイプ、その継手およびバルブ類について三箇月に一回以上検査し、その結果を保安日誌に記載しなければならない。

様式第十一号の一部を次のように改める。

「電気のため　鉱石」を

「電気のため　高圧ガスのため　鉱石」に、

「鉱物のため　工具のため」を

「鉱物のため　高圧ガスのため　工具のため」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　鉱業権者は、この省令の施行の日から六箇月間は、金属鉱山等保安規則第八條第一項第三号、石炭鉱山保安規則第十條第一項第三号および石油鉱山保安規則第八條第一項第二号の規定にかかわらず、一日に容積（攝氏零度、圧力毎平方センチメートルにつき零キログラムの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）百立方メートルを超える高圧ガスを製造するための設備（冷凍設備にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上のものに限る。）を設けたときにあつても機械保安係員を選任しないことができる。

3　鉱業権者は、前項の規定により機械保安係員を選任しないときは、適当な鉱山労働者を指定して機械保安係員の職務を行わせなければならない。

4　鉱業権者は、この省令の施行の日から六箇月間は、石油鉱山保安規則第三十四條第三項および第五十一條第一号の規定にかかわらず、スタビライザープラント、ガスリフトプラントまたはガス圧入プラントの取扱作業に関する保安規程を定めないことができる。

5　鉱業権者および鉱山労働者は、この省令の施行の日からスタビライザープラント、ガスリフトプラントまたはガス圧入プラントの取扱作業に関し、保安規程を定めた日の属する月の翌月末日までは、当該取扱作業に関し、石油鉱山保安規則第三十四條第一項第三号および第三号の二、同條第二項ならびに第四十條の規定によらないことができる。

6　鉱業権者は、前項の規定により指定鉱山労働者を作業に就かせないときは、適当な鉱山労働者を指定して指定鉱山労働者の職務を行わせなければならない。

7　この省令の施行の際、現に存する金属鉱山等保安規則第五十二條第十五号の二および第十五号の三、石炭鉱山保安規則第五十八條第一項第十一号の二および第十一号の三ならびに石油鉱山保安規則第五十二條第九号の二から第九号の四までの施設は、それぞれ当該規定により認可を受けたものとみなす。

8　前項の規定により認可を受けたものとみなされた施設のうち、一日に容積三十立方メートル以上の高圧ガスを製造するための施設（冷凍設備にあつては、一日の冷凍能力が二十トン以上のものに限る。）は、金属鉱山等保安規則第五十六條第二項、石炭鉱山保安規則第六十二條第二項および石油鉱山保安規則第五十六條第二項の性能検査をこの省令の施行の日から一年以内に受けなければならない。

9　第七項の規定により認可を受けたものとみなされた施設に係る金属鉱山等保安規則第二百三十七條の二第三項および第二百三十七條の五第四項、石炭鉱山保安規則第三百二十二條の二第三項および第三百二十二條の五第四項ならびに石油鉱山保安規則第二百四十四條第四項の規定による許可の申請であつて、この省令の施行の日から六十日以内に提出されたものについては、その許可または不許可の処分があるまでは、その申請に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

10　鉱業権者は、この省令の施行の際、現に存する鉱山施設または鉱山の保安の状況について、金属鉱山等保安規則第二百三十七條の二第一項第二号から第五号まで、第二百三十七條の五第一項第三号および第四号ならびに同條第二項第三号および第五号、石炭鉱山保安規則第三百二十二條の二第一項第二号から第五号まで、第三百二十二條の五第一項第三号および第四号ならびに同條第二項および第三項ならびに石油鉱山保安規則第二百七十三條の三第一項第一号から第七号まで、第二百七十三條の四第三号および第六号、第二百七十三條の六第一項第二号、同條第二項および第三項ならびに第二百七十三條の九の規定により難い事由があるときは、この省令の施行の日から六十日以内に鉱山保安監督部長に適用除外の申請をすることができる。

11　前項の申請があつた場合において、鉱山保安監督部長は、実地を調査し、その申請を正当と認めたときは、一定の條件および期間を定めて、これを許可することができる。

12　前項の適用除外の許可または不許可の処分があるまでは、その申請に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

◉通商産業省令第七十五号

通商産業省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月十五日　通商産業大臣　高橋龍太郎

通商産業省職員定数規程の一部を改正する省令

通商産業省職員定数規程（昭和二十四年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

本　省

区分		定数	備考
内部部局	大臣官房	六二六人	うち二二五人は、調査統計部の定数とし、このうち一人は、国立国会図書館支部通商産業省図書館の職員とする。
	通商振興局	三四〇人	
	通商局	二二一人	うち九六人は、経理部の定数とする。
	通商企業局	一五四人	
	通商繊維局	一九三人	
	通商雑貨局	一七八人	
	通商機械局	二六二人	うち各部の定数は、左の通りとする。 電気通信機械部　三一人 車輛部　三四人
	通商化学局	二五七人	うち三二人は、化学肥料部の定数とする。
	通商鉄鋼局	六九人	
	臨時通商業務局	一五人	
	計	二、三一五人	
附属機関	繊維製品検査所	四一三人	
	日用品検査所	一一〇人	
	機械金属検査所	二五三人	
	化学製品検査所	六六人	
	計	七四二人	

昭26.12.15. 第7482号

資源庁

区分	定数	備考
内部部局 長官官房	二三五人	うち五四人は、電気施設部の定数とする。
炭政局	一五二人	うち六一人は、開発鉱害部の定数とする。
鉱山局	一四〇人	
鉱山保安局	六一人	
合計	五八八人	

地方支分部局

区分	定数	備考
通商産業局	四、二九八人	各通商産業局を通じての定数とする。
鉱山保安監督部	三七〇人	各鉱山保安監督部を通じての定数とする。
合計	四、六六八人	
合計	七、七二五人	

工業技術庁

区分	定数	備考
内部部局 長官官房	四七人	
調整部	七七人	
標準部	九八人	
計	二二一人	
試験研究所 中央度量衡検定所	二九五人	
機械試験所	四四五人	
東京工業試験所	五〇九人	
大阪工業試験所	三二六人	
発酵研究所	六三人	
窯業試験所	一二八人	
繊維工業試験所	一五三人	
地質調査所	四七四人	
電気試験所	一八六人	
工芸指導所	二二四人	
燃料研究所	二三七人	
鉱業技術試験所	一九五人	
合計	四、四一七人	

特許庁

区分	定数	備考
内部部局 長官官房	六六人	
総務部	二一一人	
審査第一部	一五〇人	
審査第二部	一八四人	
審判部	四〇人	
計	六五一人	
附属機関 陳列館	二一人	うち一人は、国立国会図書館支部特許庁図書館の職員とする。
合計	六七二人	

中小企業庁

区分	定数	備考
内部部局 長官官房	二五人	
振興部	七七人	
指導部	六四人	
合計	一六六人	

第二項および第三項を削り、第四項を第二項とする。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　改正後の通商産業省職員定数規程第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商振興局、臨時通商業務局および通商産業局の職員の定数は、それぞれ二百三十八人（うち百三十三人は、経理部の定数とする。以下同じ。）、百十五人および四千六百四十人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、それぞれ二百三十八人、六十五人および四千五百七十七人とする。

3　各内部部局、各附属機関または各地方支分部局においては、改正後の通商産業省職員定数規程第一項の規定による定数（通商振興局、臨時通商業務局および通商産業局については、それぞれ二百三十八人、百十五人および四千六百四十人）を超える員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定数の外におくことができる。

◉運輸省令第百一号

海上保安庁組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

運輸大臣　山崎　猛

海上保安庁組織規程の一部を改正する省令

海上保安庁組織規程（昭和二十五年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

2　前項の課の外、航路標識用機器の研究、製作及び修理に関する業務を行うため、工場を置く。

第三十二条中第十号を削り、第二号から第九号までを次のように改める。

二　航路標識及びその附属施設並びに燈台業務用船に関する企画に関すること。

三　航路標識及びその附属施設の工事の工程に関する審査に関すること。

四　航路標識用資材及び燈台業務用船に必要な資材の補給計画の取りまとめに関すること。

五　航路標識及びその附属施設並びに燈台業務用船に関する調査及び統計の取りまとめに関すること。

六　航路標識の運用に関すること。

七　燈台業務用船の整備及び運用に関すること。

八　海上保安庁以外の者で航路標識の設置、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

九　気象の観測及びその通報に関すること。

第三十三条及び第三十四条中「設置」を「建設」に改め、「修理」の下に「並びにその技術の調査及び研究」を加える。

第三十七条第一項中「燈台部に三課」を「燈台部に四課」に、「工務課、電波標識課（第一、第二及び第三本部に限る。）」を「工務課、浮標課（第六本部に限る。）、電波標識課（第一、第二、第三及び第七本部に限る。）」に改める。

第五十条第一項中「電波標識」の前に「浮標及び」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「次条」を「第五十一条」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　燈台部浮標課の置かれない本部にあつては、前項に掲げるもののの外、次条に掲げる事務をもつかさどる。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二　浮標課においては、左の事務をつかさどる。

一　浮標の設置、保守及び修理に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉運輸省令第百二号

港湾調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

運輸大臣　山崎　猛

港湾調査規則の一部を改正する省令

港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表(一)のうち、兵庫県の項甲種港湾の欄中「飾磨港」を「姫路港」に改め、北海道、岩手県、新潟県、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び大分県の項甲種港湾の欄中それぞれ「釧路港」、「釜石港」、「直江津港　両津港」、「尼ヶ崎港」、「徳山港　下松港」、「坂出港」、「新居浜港」、「三池港」、「厳原港　福江港」及び「津久見港　別府港」を加え、同項乙種港湾の欄中、それぞれ当該港を削る。

附　則

この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

規　則

◉外国為替管理委員会規則第十三号

外国為替等集中規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第四号）の一部を次のように改める。

昭和二十六年十二月十五日

外国為替管理委員会委員長代理　奥村竹之助

外国為替等集中規則の一部を改正する規則

第十八條第二項を次のように改める。

2　顧客又は外国為替銀行は、前項の規定により外国為替の予約を取り消そうとするときは、左に掲げる売買相場により反対取引をして決済しなければならない。

一　本邦通貨建の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場（以下「外国為替相場」という。）に変更がない場合

取消日における外国為替の電信売相場又は電信買相場

二　取消日における外国為替相場が予約日における外国為替相場をこえる場合

イ　外国為替管理委員会の外国為替銀行に対する又は外国為替銀行の顧客に対する外国為替の売予約については、当該売予約の予約日における外国為替の電信売相場

ロ　外国為替管理委員会の外国為替銀行に対する又は外国為替銀行の顧客に対する外国為替の買予約については、当該買予約の取消日における外国為替の電信買相場

三　予約日における外国為替相場が取消日における外国為替相場をこえる場合

イ　外国為替管理委員会の外国為替銀行に対する又は外国為替銀行の顧客に対する外国為替の売予約については、当該売予約の予約日における外国為替の電信売相場

ロ　外国為替管理委員会の外国為替銀行に対する又は外国為替銀行の顧客に対する外国為替の買予約については、当該買予約の取消日における外国為替の電信買相場

3　顧客又は外国為替銀行は、第十七條の規定により外国為替の予約をした場合において、第一項の規定により当該予約を取り消そうとするときは、前項の規定にかかわらず、予約日における外国為替の電信買相場により反対取引をして決済することができる。但し、日本銀行が当該予約の取消につき、やむを得ない事由があると認める場合に限る。

4　顧客又は外国為替銀行は、第一項の規定により外国為替の予約を取り消そうとするとき、日本銀行が指定し、又は承認する場合には、前二項の規定にかかわらず、原相場により取り消すことができる。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則は、公布の日以後締結した外国為替の予約について適用する。

告　示

◉総理府告示第三百九十五号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号、赤司大介及び日本銀行に対し、その所有又は保管する左に掲げる財産を昭和二十六年十二月十五日に、マリア・ラフイン（横浜市中区山手町百十一番地の二）に譲渡又は引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　赤司大介（東京都渋谷区景丘町四十九番地）の所有する財産

種類	数量	所在
(一)土地（宅地）	三百三十九坪	横浜市中区山手町百十一番地の二
(二)建物（家屋番号八十八番の三）	一棟百四十五坪三合七勺	同所同番地

二　日本銀行（東京都中央区日本橋本石町二丁目二番地）の保管する財産

種類	数量	所在
封印書	一点	東京都中央区日本橋本石町二丁目二番地　日本銀行内

◉総理府告示第三百九十六号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十二月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

一、返還請求権者の氏名及び住所

神戸市生田区山本通二丁目六十二番地　エス・ジー・スタンフォード

二、政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数

一　口

三、返還期日

昭和二十六年十二月二十五日

四、政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所

神戸市生田区北野町二丁目二十七番地　アルフレッド・ゴールドマン方

五、返還要求に係る電話加入権の現在における状態

電話番号	加入者の住所氏名
葺合局四六六六番	東京都中央区日本橋本町四丁目一番地の三　日正汽船株式会社

六、その他参考となる事項

なし

◉公益事業委員会告示第九号

電気需給調整規則（昭和二十六年公益事業委員会規則第十九号）第十五條の規定に基く電気の使用制限は、昭和二十六年十二月十五日から当分の間この告示によることとし、昭和二十六年公益事業委員会告示第七号は、廃止する。

昭和二十六年十二月十五日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

第一條　小口電力及び大口電力契約による電気使用者の電気の使用を停止しなければならない日（以下「休電日」という。）は、別表(一)の段階により公益事業委員会（以下「委員会」という。）が指定し、各電気使用者の休電日は、所轄の委員会事務局支局長（以下「支局長」という。）が暦日にかかわらず継続する二十四時間をもつて定める。

2　委員会の指示するところに従い、支局長が指定する用途に電気を使用しようとする者が支局長の指定する範囲内で電気を使用する場合は、前項の休電日によらないことができる。

第二條　定額電燈、従量電燈、大口電燈及び業務用電力契約による電気使用者が、電燈用に電気の使用を停止しなければならない時間（以下「電燈使用禁止時間」という。）を午前七時から午後四時三十分までとする。但し、北海道電力株式会社の供給区域においては、午前七時から午後四時までで、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の供給区域においては、午前七時三十分から午後五時までとする。

2　地下室その他昼間も点燈を必要とする電気使用者及び支局長が積雪地として指定する地域内の電気使用者が、支局長の指定する範囲内で電気を使用する場合は、前項の電燈使用禁止時間によらないことができる。

第三條　電気使用者が、電燃器及び動力用に電気の使用を停止しなければならない時間（以下「動力使用禁止時間」という。）を午後四時三十分から午後八時三十までとする。但し、北海道電力株式会社の供給区域においては、午後四時から午後八時まで、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の供給区域においては、午後五時から午後九時までとする。

昭26.12.15. 第7482号

2 委員会の指示するところに従い、支局長が指定する用途に電気を使用しようとする者が、支局長の指定する範囲内で電気を使用する場合は、前項の動力使用禁止時間によらないことができる。

第四條 定額電燈、従量電燈、大口電燈及び業務用電力契約による電気使用者の電燈用に使用できる電力の限度は、照明を必要とする場所三・三平方メートル（約一坪）につき三十ワットとする。

第五條 従量電燈契約による電気使用者の電気の使用状況が電気の使用節減の趣旨に添わないと認められるときは、電気事業者は当該電気使用者に対し、電気の使用について必要な警告を発し、且つ、所要の指導をすることができる。

2 従量電燈契約による電気使用者が前項の警告又は指導をした後もなお電気の使用状況を改善しないときは、当該電気使用者に対し、電気事業者は委員会の承認を得て一箇月に使用できる電力量の限度を指定することができる。

3 前項により指定する使用電力量の限度は、昭和二十六年十一月の使用電力量に別表㈡の(イ)により委員会の指定する段階に応ずる率を乗じたものとし、この限度が二十五キロワット時に満たない者は二十五キロワット時を下らないものとする。但し、やむを得ない必要があると認めるときは、電気事業者に指示してこの限度を緩和することができる。

4 委員会は、電気の需給状況によりやむを得ない必要があると認めるときは、地域を定めて従量電燈契約による電気使用者に対し、前項に準じて一箇月に使用できる電力量の限度を指定することができる。

第六條 大口電燈及び業務用電力契約による電気使用者の一箇月に使用できる電力量の限度は、前年同月の使用電力量に別表㈡の(ロ)により委員会の指定する段階に応ずる率を乗じたものとする。

第七條 小口電力契約による電気使用者の一箇月に使用できる電力量の限度は、昭和二十六年四月から同年七月まで（以下「制限基準期間」という。）の使用電力量を基準とし、左の算式により算出したものとする。

$$\left(\text{一箇月の使用電力量の限度}\right)=\left(\text{制限基準期間の使用電力量}\right)\times\frac{1}{122}\times\left(\text{当該月分の暦日数}\right)\times\left(\text{別表㈡の(ハ)により委員会の指定する段階に応ずる率}\right)$$

第八條 大口電力契約による電気使用者の一日に使用できる電力量の限度は、制限基準期間の使用電力量（特殊電力料金を適用された電力量を除く。）を基準とし、左の算式により算出したものとする。但し、委員会の指示するところに従い、支局長の指定する電気使用者については、一日の使用電力量の限度にかえ、これに準じて算出した週、旬又は月の使用電力量の限度によることができる。

$$\left(\text{一日の使用電力量の限度}\right)=\left(\text{制限基準期間の使用電力量}\right)\times\frac{1}{122}\times\frac{7}{7-(\text{週の休電日数})}\times\left(\text{別表㈡の(ニ)又は(ホ)により委員会の指定する段階に応ずる率}\right)$$

第九條 前四條の制限の基準となる月又は期間以降に新たに電気の使用を開始した電気使用者の使用電力量の限度は、他の同一業種又は類似電気使用者の電気使用状況及び当該電気使用者の最近の電気使用状況を勘案して支局長が定めるものとする。

2 当該月の受電電力の容量が前三條の制限の基準となる月又は期間の受電電力の容量に比し減少している者の使用電力量の限度は、前三條による限度を受電電力の減少の比率により減少した量とする。

3 前項の使用電力量の限度によりがたい者及び当該月の受電電力の容量が増加している者の使用電力量の限度は、委員会の指示するところに従い、支局長が受電電力の容量その他必要な事項を勘案して変更することができる。

4 特別の事由により前四條の制限の基準となる月又は期間によりがたい電気使用者については、委員会の指示するところに従い、支局長は他の月又は期間をもつてこれにかえることができる。

第十條 委員会は、電気使用者が、この告示に違反して電気を使用したときは、前五條の規定にかかわらず、使用電力量の限度を低減することができる。

2 電気使用者がこの告示に違反して電気を使用したときは、電気事業者は、電気供給規程の定めるところにより、電気の供給を停止することがある。

第十一條 受電電力の容量五百キロワット以上の大口電力契約による電気使用者の使用できる最大電力の限度は、委員会の指示するところに従い、支局長が指定するものとする。

第十二條 電気使用者の電気の使用を停止しなければならない用途及び機器を次のように定める。

一 煖房用電熱器、調理用及び湯沸用電熱器（一電気使用者の使用する調理用及び湯沸用電熱器の総容量〇・六キロワット以下のものを除く。）、電気風呂用電熱器（公衆浴場用のものを除く。）並びに電気温水器

二 電気製塩

三 電気ボイラー

四 広告燈、看板燈、電飾、ネオンサイン（公共標識用のものを除く。）、屋外投光器（交通及び作業用のものを除く。）及び多燈式街路燈

五 その他委員会の指定するもの

第十三條 この告示による電気の使用制限の開始、期間、解除及び実施地域は、委員会が定める。

2 委員会は、前項の定めをしたとき及び休電日又は使用電力量の限度の段階を指定したときは、告示する。

第十四條 支局長は、公共の安全若しくは衛生その他やむを得ない必要があると認めるとき又は当該地域の需給状況により支障がないと認めるときは、委員会の指示するところに従い、この告示による制限を緩和することができる。

別表㈠ 休電日の段階

契約種別＼制限段階	第一段	第二段	第三段
小口電力及び大口電力（五百キロワット未満）	週一回	週二回	週三回
大口電力（五百キロワット以上）	週一回	週二回	週三回

別表㈡ 使用電力量の限度の段階

(イ) 従量電燈

需用種別＼制限段階	第一段	第二段
第一種需用	九五%	九〇%
第二種需用	八〇%	七〇%

(ロ) 大口電燈及び業務用電力

需用種別＼制限段階	第一段	第二段
第一種需用	九五%	九〇%
第二種需用	七〇%	六〇%

(ハ) 小口電力

需用種別＼制限段階	第一段	第二段	第三段
第一種需用	一〇〇%	一〇〇%	九五%
第二種需用	九五%	九〇%	八〇%
第三種需用	九〇%	八〇%	七〇%

(ニ) 大口電力（五百キロワット未満）

需用種別＼制限段階	第一段	第二段	第三段	第四段
第一種需用	一〇〇%	一〇〇%	九五%	九〇%
第二種需用	九五%	九〇%	八〇%	七五%
第三種需用	九〇%	八〇%	七〇%	六〇%

(ホ) 大口電力（五百キロワット以上）

需用種別＼制限段階	第一段	第二段	第三段	第四段	第五段
第一種需用	一〇〇%	一〇〇%	九五%	九〇%	八五%
第二種需用	九五%	九〇%	八〇%	七五%	七〇%
第三種需用	九〇%	八〇%	七〇%	六〇%	五〇%

註㈠ 従量電燈、大口電燈及び業務用電力中第一種需用及び第二種需用とは、それぞれ左の需用をいう。

(イ) 第一種需用 鉄道、通信、学校、研究所（委員会の指定するものに限る。）、図書館、博物館、病院及び委員会の指示するところに従い、支局長が指定する需用

(ロ) 第二種需用 第一種需用以外の需用

㈡ 小口電力及び大口電力中第一種需用、第二種需用及び第三種需用とは、それぞれ左の需用をいう。

(イ) 第一種需用

鉄道、港湾、新聞（輪転機を有するものに限る。）、通信、放送、ガス、上下水道、電源開発工事、排水、脱穀調整、精米、精麦、製粉、石炭採掘、石油採油、化学肥料（ガス法硫安及び過燐酸石灰に限る。）、鉱山（保安用に限る。）、その他委員会の指定する需用

(ロ) 第二種需用

石油精製、医薬品（ストレプトマイシン、パス、ペニシリン製造用に限る。）、造幣、教科書印刷（委員会の指定するものに限る。）、学童給食用パン（委員会の指定するものに限る。）、製氷冷凍、国有鉄道用ピッチ煉炭（委員会の指定するものに限る。）、主要消費地における煉豆炭（委員会の指定するものに限る。）、硫化鉱（採選鉱用に限る。）、その委員会の指定する需用

(ハ) 第三種需用

第一種及び第二種需用以外の一般産業用需用

◉**公益事業委員会告示第十号**

昭和二十六年公益事業委員会告示第九号（以下「基本告示」という。）に基く電気の使用制限の開始等について次表の通り定める。但し、制限の開始後の最初の検針日までに限り、大口電燈、業務用電力及び小口電力契約による電気使用者の使用電力量の限度は、昭和二十六年公益事業委員会告示第七号の例による。

昭和二十六年十二月十五日

公益事業委員会委員長 松本 烝治

地域別		東北電力株式会社	東京電力株式会社	中部電力株式会社	北陸電力株式会社	関西電力株式会社	中国電力株式会社	九州電力株式会社
制限の開始及び期間		昭和二十六年十二月十五日から当分の間	同上	同上	同上	同上	同上	同上
休電日の段階	小口電力及び大口電力（五百キロワット未満）	第一段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	大口電力（五百キロワット以上）	第一段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
使用電力量の限度の段階	従量電燈（基本告示第五條第二項によるものに限る。）	第一段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	大口電燈及び業務用電力	第一段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	小口電力	第二段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	大口電力（五百キロワット未満）	第二段	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	大口電力（五百キロワット以上）	第一段	同上	同上	同上	同上	同上	同上

◉**法務府告示第四百八十号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十二月十五日

法務総裁 大橋 武夫

本籍 広島県安芸郡矢野町千百四十四番地

住所 広島県安芸郡矢野町千百四十四番地

埣山 節子

昭和八年三月五日生

埣山 明人

昭和九年十月三日生

埣山 澄江

昭和十一年八月四日生

埣山 清

昭和十四年十月十三日生

本籍 岡山県上道郡玉井村大字笹岡四百九十五番地

住所 大阪府泉南郡樽井町千八百三十七番地

岡崎 正人

大正七年一月二十七日生

◉**法務府告示第四百八十一号**

昭和二十四年法務府令第三号第十三條第二項の規定により供託事務を取り扱う法務局及び地方法務局出張所を次のように指定し、その保管金及び有価証券取扱店をそれぞれ次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

法務総裁 大橋 武夫

法務局及び地方法務局出張所名	保管金及び有価証券取扱店
広島法務局吉田出張所	日本銀行吉田代理店
浦和地方法務局行田出張所	日本銀行行田代理店
徳島地方法務局鳴門出張所	日本銀行鳴門代理店

◉**大蔵省告示第千九百三十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十一回割増金附拓銀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第十一回割増金附拓銀定期預金

二 條件

㈠ 契約期間 六月

㈡ 預入金額 一口千円

㈢ 利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

P.300

昭26.12.15. 第7482号

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	四
二等	一〇、〇〇〇	五
三等	一、〇〇〇	二五
四等	五〇〇	三〇〇
五等	一〇〇	三、〇〇〇
六等	四五	五〇、〇〇〇
七等	二〇	四四六、六六五
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十一日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月二十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、割増金附定期預金第十六回勧銀福徳預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 割増金附定期預金第十六回勧銀福徳預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各二十五組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	二〇、〇〇〇	一
一等	一〇、〇〇〇	二三
二等	一、〇〇〇	五〇
三等	二〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	二、五〇〇
五等	五〇	五〇、〇〇〇
六等	二〇	四四六、九二五
計		五〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十三日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月三日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百三十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伊予銀行第十四回大黒定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 伊予銀行第十四回大黒定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月十六日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八七〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十四日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十三回大東宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第十三回大東宝定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一五
三等	一〇〇	三〇〇
四等	五〇	一五、〇〇〇
五等	二〇	一三四、六八二
計		一五〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月二十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、常磐相互銀行第六回ときわ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 常磐相互銀行第六回ときわ定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十日まで。

四 割増金品 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金品	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇円	九
特等、一等前後賞	三、〇〇〇円又は旅行券一枚	二〇
二等	一、〇〇〇円	三〇
三等	一〇〇円	五〇〇
四等	四〇円	六、〇〇〇
五等	二〇円	九三、四四〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月一日

六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年三月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、舞鶴信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 舞鶴信用金庫割増金附平和定期預金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	四
三等	一〇〇	一〇
四等	六〇	一〇〇
五等	四〇	八八三
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月五日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月十五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第六回群馬県信用よろこび定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第六回群馬県信用よろこび定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
残念賞	二〇〇	四九
一等	一、〇〇〇	五〇
二等	一〇〇	五〇〇
三等	三五	五、〇〇〇
四等	二〇	四四、四〇〇
計		五〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月十八日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、駿知信用金庫第七回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 駿知信用金庫第七回割増金附定期預金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月十九日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五五〇	三
二等	七〇	四〇
三等	四五	九五六
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十四日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、土岐津信用金庫第十回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 土岐津信用金庫第十回割増金附平和定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月十九日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	四〇	一、〇〇〇
五等	二〇・三五	八、八八七
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月二十四日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月三日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉厚生省告示第二百八十一号

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第三十條の規定により第六改正日本薬局方追補1を別冊のように定める。

昭和二十六年十二月十五日 厚生大臣 橋本 龍伍

（別冊省略）

注 第六改正日本薬局方追補1を必要とするものは、厚生省又は都道府県に申し出ること。

◉農林省告示第四百五十一号

鹿児島県囎唹郡末吉町南之郷三三六一番地小迫有右衛門外六十二名の申請に係る鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とする三枝土地改良区設立に関し、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六條第二項の規定による専門技術者の調査報告書が提出されたので、同法第六條第四項及び第百二十四條並びに土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條第一項の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年十二月十五日 農林大臣 根本龍太郎

一、縦覧に供すべき書類の名称

1. 土地改良法第六條第二項に規定する調査報告書
2. 土地改良事業計画の概要書
3. 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二、縦覧の期間

昭和二十六年十二月十五日から昭和二十七年一月四日まで

三、縦覧の場所

鹿児島県囎唹郡末吉町事務所

宮崎県北諸県郡中郷村事務所

◉農林省告示第四百五十二号

昭和二十五年農林省告示第二百七十六号（木炭の日本農林規格の特例の適用に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月十四日から施行する。

昭和二十六年十二月十五日 農林大臣 根本龍太郎

一の2の表鹿児島県の適用の範囲の欄中「、㈭及び㈦―㈨」を削る。

◉農林省告示第四百五十三号

蚕糸試験場桑の接穂配付規程を次のように定め、蚕糸試験場桑ノ接穂及苗木配付規程（大正十二年三月七日農商務省告示第五十二号）は、廃止する。

昭和二十六年十二月十五日 農林大臣 根本龍太郎

蚕糸試験場桑の接穂配付規程

第一條 農林大臣は、蚕糸試験場において育成した桑の接穂を都道府県の蚕業試験場又はこれに相当する機関に無償で配付する。

第二條 蚕糸試験場で配付する桑の接穂の品種は、次の通りとする。

国桑第二十号

国桑第二十一号

国桑第二十七号

第三條 第一條の桑の接穂の配付を受けようとする者は、毎年十一月三十日（昭和二十六年にあつては、十二月三十一日）までに品種名及び配付希望数量を記載した請求書を蚕糸試験場長に提出しなければならない。

第四條 蚕糸試験場長は、前條の規定による請求を受けた年の翌年の一月三十一日までに配付すべき桑の接穂の品種名及び数量を決定し、前條の請求者に通知しなければならない。

第五條 第一條の規定により桑の接穂の配付を受けた者は、これを親木として接穂を生産して配付し、品種別穂木園設置面積及び品種別接穂配付数量を記載した桑の接穂配付成績書を蚕糸試験場長に提出しなければならない。

◉通商産業省告示第二百九十五号

輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行う。

昭和二十六年十二月十五日 通商産業大臣 高橋龍太郎

輸入公表(第五十三回)

商品番号	品目	決済通貨または決済勘定	船積地域	船積期	輸入限度(米弗)	担保の比率および種類	外貨資金割当証明書	銀行受付開始日	銀行受付締切日
283—1920 681—0260	モリブデン鉱石およびフエロモリブデン	米ドル	米国	不指定	50,000	1%	要	12月21日	1月31日
283—1100	タングステン鉱石	米ドル	不指定	不指定	50,000	1%	要	12月18日	1月31日

その他の事項 1 米ドルを決済通貨とし、中共地域およびソビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合には、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。
2 ウルグワイを原産地とする貨物を輸入することはできない。

◉運輸省告示第三百十七号

船舶検査執行地の指定の件(昭和二十五年六月運輸省告示第百号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十五日 運輸大臣 山崎 猛

岡山県の部中「和気郡片上町」を「和気郡備前町」に、広島県の部中「安芸郡江田島村」を「安芸郡江田島町」に改める。

◉海上保安庁告示(航)第五十号

航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十六年十二月十五日 海上保安庁長官 柳沢 米吉

(1016項……1036項)

●26年1016項

北海道南岸――室蘭港 係船浮標不存在

記事 市営ふとう北北西方約340mの係船浮標(紅塗円台形)(沈降中)は撤去された。
位置 42°19.6′N., 140°58.4′E. (概位)
注意 海図上、上記係船浮標を附記の塗色"R."および「(沈降)」と共に削除する。
海図 14
出所 第1管区海上保安本部

●26年1017項

北海道南岸 函館港――第2区 目標存在

記事 第2区東側の海陸連絡岸壁の北北東方約500mに広告用ネオン燈(紅燈)が存在し、好目標となる。
位置 函館港防波堤燈台(明暗紅光)から128½° 2,750 m
41°26.5′N., 140°43.8′E. (概位)
様式 木造、礎上高約10.3 m
注意 海図上、上記位置に○符を記載し、「広告燈」を附記する。
海図 6(分図共)
誌類 十誌104. 41ページ
出所 函館港長

○26年1018項(一時関係)*

本州北西岸――敦賀湾口附近 燈浮標再置

記事 26年945項で一時撤去の旨告示した敦賀湾掃海水路第2号燈浮標は昭和26年11月25日図載位置に再置した。
位置 立石埼燈台の東南東方約2.5 M
35°44.8′N., 136°04.3′E. (概位)
略記 Fl. ev. 5 sec. 7½ M.
海図 160(敦賀湾)—1164—139
前告示 誌411. 871.5番関係の26年945項(削除)
出所 燈台部

●26年1019項

本州東岸――八戸港 燈台光達等変更

記事 八戸港沈船防波堤仮設燈台は昭和26年12月2日光達を5.5 Mに、構造等を下記の通り変更した。
位置 沈船防波堤の北東端附近
40°32.1′N., 141°33.0′E. (概位)
略記 Fl. R. ev. 3 sec. 9, m. 5½ M. (U) (Temp.)
細目 燈高 平均水面上9.65 m●光達 5.5 M●燭光数 50●構造 紅塗上部四角やぐら形鉄造、下部円形コンクリート造、礎上高6.0 m●その他従前通り
海図 65
誌類 十誌101. 274ページ—十誌411. 319.5番—24年425項(削除)
出所 燈台部

●26年1020項

本州東岸――鮭埼 暴風標識信号所設置

記事 鮭埼燈台内に昭和26年12月1日暴風標識信号所を設置し、業務を開始した。
位置 39°32.6′N., 142°04.5′E. (概位)
注意 海図上、上記燈台の略記に"(S. Sig.)"を附記する。
海図 71—53—54—72
誌類 誌101. 266ページ—誌411. 311番
出所 燈台部

●26年1021項

東京海湾――木更津港附近 障害物標示浮標廃止

記事 木更津港の西南西方および西北西方の水中障害物標示浮標(3個)は各廃止した。
位置 (イ)No. 1浮標 木更津港の西南西方約3.6 M
35°20.9′N., 139°50.4′E. (概位)
(ロ)No. 2浮標 木更津港の西北西方約2.6 M
(ハ)No. 3浮標 同約3.3 M
備考 上記3浮標の位置にはいずれも障害物は存在しない。
注意 書誌101号. 49ページ5—8行ちよう附の25年619項別紙中5—6行を削除する。
海図 1062—90—87
誌類 (注意)誌101. 49ページ
出所 第3管区海上保安本部

○26年1022項(一時関係)*

京浜港 東京――第2区 係船浮標再置

記事 26年640項で一時撤去の旨告示した第1号係船浮標は昭和26年11月3日図載位置に再置した。
位置 芝浦岸壁南端の東北東方約310m
35°38.1′N., 139°45.9′E. (概位)
海図 1065
前告示 26年640項(削除)
出所 第3管区海上保安本部

●26年1023項

紀伊水道東岸 和歌山下津港――和歌山区 導燈存在

記事 内港南側の下記位置に和歌山港導燈(前、後燈)が設置してある。
位置 (イ)和歌山港導燈(前燈) 和歌山港北防波堤燈台から70° 1,210 m
34°13.0′N., 135°08.9′E. (概位)
(ロ)同導燈(後燈) 上記(イ)から67½° 280 m
略記 (イ)F. R. 9, m. 4 M. (U)
(ロ)F. R. 13 m. 4 M. (U)
細目 燈質 不動紅光(ネオン燈)●燈高 平均水面上(イ)9.8 m、(ロ)13.0 m●光達 4 M●燭光数 75●構造 三角形頭標付白塗円形コンクリート造、礎上高(イ)6.0 m、(ロ)10.0 m●無看守●燈2—線 67½°は入港航路を導く
海図 98(分図共)—106
誌類 十(昭和26年9月刊行)誌103. 48ページ—十誌411.226番、226.5番(各挿入)
出所 燈台部

○26年1024項(一時関係)*

内海――播磨灘北側 爆発物引揚作業区域変更

記事 26年798項で告示した高砂港西南西方および姫路港(旧飾磨港)南南西方の爆発物引揚作業区域は下記の通り変更した、附近航行の船舶は注意を要する。
区域 下記6地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)姫路港(旧飾磨港)西方の笠岩山頂・(153)
34°46.3′N., 134°32.7′E. (概位)

(ロ)男鹿島西部の山頂・(220)
34°39.8′N., 134°34.3′E. (概位)
(ハ)鞍掛島頂・(73)
34°40.9′N., 134°35.5′E. (概位)
(ニ)上島燈台
34°41.0′N., 134°43.0′E. (概位)
(ホ)34°39′18″N., 134°47′48″E.
(ヘ)高砂港突堤燈台
34°43.7′N., 134°48.1′E. (概位)
期間 昭和26年9月18日—同27年8月24日
海図 106
誌類 (昭和26年9月刊行)誌103. 95ページ—26年798項(削除)
出所 第5管区海上保安本部

●26年1025項

内海 広島港――第2区 立標存在

記事 大須瀬戸東口北側の「ドウゲン」石上に「どうげん石立標」が設置してある。
位置 「似ノ島」南部の△(203)から96° 1,380 m
34°17.8′N., 132°27.0′E. (概位)
様式 球形頭標付黒塗円筒形コンクリート造、高さ平均水面上5.8m
注意 海図上、上記位置に○符を記載し、"Bn."を附記する。
海図 1105—142
誌類 十(昭和26年9月刊行)誌103. 225ページ—十誌411. 2097番(挿入)
出所 燈台部

○26年1026項(一時関係)

四国南岸 爆発物引揚作業実施

記事 四国南岸の下記10区域内海面において爆発物引揚作業を実施している、附近航行の船舶は注意を要する。
区域 下記10地点を中心とする(イ)(ハ)(ホ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)は半径各約1 Mおよび(ロ)(ニ)(ヘ)は半径各約0.5 Mの圏内海面
(イ)33°16′00″N., 134°08′00″E.
(ロ)33°29′00″N., 133°49′00″E.
(ハ)33°30′00″N., 133°45′00″E.
(ニ)33°31′00″N., 133°39′00″E.
(ホ)33°28′00″N., 133°36′00″E.
(ヘ)33°26′00″N., 133°29′00″E.
(ト)33°25′00″N., 133°29′00″E.
(チ)33°20′00″N., 133°18′00″E.
(リ)33°19′00″N., 133°17′00″E.
(ヌ)32°55′00″N., 133°03′00″E.
期間 昭和26年11月20日—同27年8月24日
海図 108
誌類 誌101. 183ページ
出所 第5管区海上保安本部

●26年1027項

九州北岸 対馬中央部――三浦湾 燈台設置

記事 黒島東部の山頂に昭和26年11月22日「対馬黒島燈台」を設置した。
位置 黒島東部の山頂△(138)上
34°18.9′N., 129°24.8′E. (概位)
略記 Fl. ev. 5 sec. 144 m. 21 M.
細目 燈質 閃白光、毎5秒に1閃●燈高 平均水面上144.3 m●光達 21 M●燭光数 2,300●明弧 全度●等級 6等●構造 白塗円形コンクリート造、礎上高10.7 m
注意 海図1211号上、上記山頂△(138)の南東側至近に燈記号を記載し、略記を附記する。
海図 1211—173—179—196—304—180—302—1200—1003—162—301—1072—1004—1001—1005—1009—381—800
誌類 十誌105. 71ページ—十誌411. 1062.5番(挿入)
出所 燈台部

○26年1028項(一時関係)

南西諸島 沖縄島――残波岬附近 射撃および爆撃訓練区域設定

記事 連合国軍は残波岬附近の下記区域を射撃および爆撃訓練区域に指定した。
区域 26°26′N., 127°43′E.の地点を中心とする半径5 Mの圏中270°から70°までの扇形区域内海面および同地点を中心とする半径1 Mの圏中180°から270°までの扇形区域内海面
訓練時間 毎日0700—1700
海図 226—182B—1203
誌類 誌461. 45ページ
出所 外務省

●26年1029項

支那南東岸 香港南東方――東龍角燈台光達変更

記事 東龍角燈台は光達を9 Mに変更した。
位置 東龍角上
22°14.4′N., 114°17.1′E. (概位)
略記 Fl. W. R. ev. 5 sec. 16 m. 9 M. (U)
光達 9 M●その他従前通り
海図 420—433—421—432
誌類 十誌412, 1257番
出所 米告示1951年5642項

○26年1030項(一時関係)*

支那南東岸 香港西部――湾竹洲北方 燈浮標移設

記事 湾竹洲北方の燈浮標(2個)は下記位置に各移設された。
位置 (イ)湾竹洲西部の△(70)から2° 1,463 m(1,600 yds.)
22°20.1′N., 114°07.8′E. (概位)
(ロ)上記△(70)から358° 1,006 m (1,100 yds.)
略記 (イ)Fl. ev. 3 sec.
(ロ)Occ. R. ev. 2 sec.
備考 (1)上記(イ)燈浮標から10°に引いた線と九龍半島と交る地点間および(ロ)燈浮標と湾竹洲西端との間に防材がある。
(2)香港西口を出入する船舶はSulphur Channelまたは上記(イ)(ロ)両燈浮標間の航路を使用すること。
(3)防材の両側90 m(300 ft.)以内に接近し、または366m(400 yds.)以内に錨泊することは禁止された。
海図 419B—420
誌類 誌13B. 132ページ—25年38項(削除)
出所 米告示1951年5643項

●26年1031項

French Indo-China Saigon River河口東側――C. St. Jacques 西北西方 浮標存在

記事 C. St. Jacquesの西北西方約1.4Mに浮標が設置してある。
位置 Cape St. Jacques 燈台(群閃白光)から251½° 2,030 m
10°19.6′N., 107°03.3′E. (概位)
海図 719—704—726
誌類 誌13A. 233ページ
出所 米告示1951年2516項

●26年1032項

French Indo-China Saigon River河口東側――C. St. Jacques 北西方 沈船存在および同標示燈浮標設置

(1)記事 G. St. Jacquesの北西方約4.3 Mに沈船(くまがわ丸)が存在する。
位置 Ganh Rai 導燈(高燈)(不動紅光)から268⅓° 2,050 m
10°22.6′N., 107°02.1′E. (概位)
(2)記事 上記(1)沈船標示のため燈浮標が設置された。
位置 上記(1)沈船の北東側至近
略記 Fl. R.
細目 燈質 閃紅光●塗色 紅黄
注意 海図上、上記(1)位置に危険界線をめぐらした水深不明の沈船記号を記載、「(1949年)」を附記し、同沈船の北東側至近に燈浮標を記載し、塗色"R."および略記を附記する、なお上記(1)位置の東南東方約0.1 Mに記載の燈浮標を削除する。
海図 719—704—726
誌類 誌13A. 233ページ—24年205項(ロ)(削除)
出所 米告示1951年2275項

●26年1033項

French Indo-China 中部――Pt. Lazaret 北方 障害物標示浮標設置

記事 Pt. Lazartの北東方約0.2 Mに水中障害物標示のため浮標(2個)が設置された。
位置 (イ)Pointe du Lazaret 燈柱(不動白光)から94° 330 m
10°40.4′N., 106°45.8′E. (概位)
(ロ)上記燈柱から112° 280 m
浮標様式 (各)白塗円錐形

昭26.12.15. 第7482号

海図 719
誌類 誌 13A. 240 ページ
出所 米告示 1951 年 4788 項

● 26 年 1034 項

French Indo-China Saigon River 中部――Pt. Feu Rouge 燈柱および立標廃止

記事 Donnai 燈柱および立標（2基）は各廃止された。
位置 (イ)Donnai 燈柱 Pt. Feu Rouge 上 10° 44.4′ N., 106° 45.3′ E.（概位）
(ロ)立標 上記(イ)の東側至近
(ハ)立標 上記(イ)の南西方約 200 m
略記 (イ)F. R. 14 m. 3 M.
海図 719
誌類 十誌 13A. 241 ページ
出所 米告示 1951 年 997 項

● 26 年 1035 項

図誌訂正

(1)海図 92 号(小図共)―1 084 号
本州南岸三崎港口の居島燈標（35° 08.1′ N., 139° 36.6′ E. 概位）から 111½° 約250 m の「灘ヶ崎」に至る水底電線記号（1条）を記載する。
（第 3 管区海上保安本部）

(2)(昭和 26 年 9 月刊行)書誌 103 号 322 ページ 8 行中「紅塗」を「黒塗」に改記する。（水路部）

(3)書誌 451 号(海事一般法規集)
(イ)「港湾法」および「同法施行令」の制定に伴い、第 16 回挿換紙(134ノ1―134ノ8 ページ挿入)を配布する。必要の向は水路図誌販売所から交付を受けられたい。
(ロ)目次 2 ページ 初行―5 行を別紙（1 枚）により改記する。
（昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号、同 26 年 1 月 19 日政令第 4 号、同年 6 月 4 日法律第 196 号および同年 9 月 22 日政令第 305 号）

(4)書誌 457 号（気象通報諸規程集）
暴風標識あげおろし通知電報規程の一部改正に伴い、6 ページ下から 4 ―末行および 7 ページ初行―10 行を別紙（各 1 枚）により改記する。（運輸省告示第 266 号）

(5)書誌 901 号A（昭和 26 年水路図誌目録）
(イ)21 ページ 海図 22 号の図名欄中「諄都港」を「諄都湾」に、海図 1171 号の図名欄中「福浦港」を「福浦湾」に各改記する。
(ロ)27 ページ 海図 194 号および海図 205 号の各刊行年月欄「昭 13―11」中「昭」を削除する。
（水路部）

● 26 年 1036 項

(1)特殊図新刊

番号	図名	刊行年月	図積	定価(円)	目録関係ページ
6120^{00}	静岡県沿岸定置漁具図 第1 伊豆半島	昭26―11	¼	35	5 ページ 3 欄 6 ページ左欄

(2)特殊書誌新刊

番号	書名	刊行年月	定価(円)	摘要
書誌 第 981 号	水路要報 第 27 号	昭26―12	60	―

(3)書誌改版

番号	書名	刊行年月	定価(円)	摘要	目録記入ページ
書誌 第 103 号	内海水路誌	昭26―9	500	本誌は昭和 12 年 11 月刊行の内海水路誌を諸資料により改訂増補したものである。なお燈浮標に関しては記述してない。	8 ページ 左欄 36 ページ

注意―上記改版書誌第 103 号に関係する訂正紙および一時関係告示は本冊に添附する。なお一時関係告示は簡略に集録してあるから位置および海図等に関しては必ず航路告示を参照されたい。

(4)書誌廃版

番号	書名	刊行年月	記事	目録関係ページ
書誌 第 2 号	内海水路誌	昭12―11	昭和 26 年 9 月書誌番号を第 103 号に変更の上改版したから廃する。	8 ページ 左欄 36 ページ
書誌 第 2 号追	内海水路誌 追補第 2	昭16―10	昭和 26 年 9 月内海水路誌改版につき廃する。	8 ページ 左欄
書誌 第1002号	簡易水路誌 内海	昭26―6		10 ページ 左欄 36 ページ

● 項 外

(427)日本沿岸 射撃および爆撃訓練について

連合国空軍は日本沿岸において昭和 26 年 12 月 6 日から同年 12 月 31 日まで下記の通り射撃および爆撃訓練を実施する。

(イ)角島西方空戦訓練区域（海図196号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面中北半分のみ
34° 51′ 00″ N., 130° 35′ 15″ E.
34° 43′ 20″ N., 130° 52′ 10″ E.
34° 08′ 40″ N., 130° 29′ 10″ E.
34° 16′ 45″ N., 130° 12′ 45″ E.
毎週月曜日―金曜日、毎日 0700―1700

(ロ)美保湾対地射撃および爆撃訓練区域（海図 116 号参照）
35° 27′ 40″ N., 133° 20′ 00″ E. の地点附近
毎週月曜日―金曜日、毎日 0700―2400

(ハ)地蔵埼東方空戦訓練区域（海図1172号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
35° 49′ 06″ N., 133° 38′ 24″ E.
35° 52′ 36″ N., 134° 15′ 54″ E.
35° 39′ 36″ N., 134° 17′ 48″ E.
35° 36′ 06″ N., 133° 35′ 18″ E.
毎週月曜日―木曜日、毎日 0700―1700

(ニ)酒田港西方空戦訓練区域（海図145号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
39° 16′ 00″ N., 138° 58′ 00″ E.
39° 11′ 00″ N., 139° 20′ 00″ E.
38° 30′ 00″ N., 139° 02′ 00″ E.
38° 35′ 00″ N., 138° 40′ 00″ E.
毎週月曜日―金曜日、毎日 0700―1700

(ホ)三沢対地射撃および爆撃訓練区域（海図 53 号参照）
40° 51′ 50″ N., 141° 23′ 34″ E. の地点附近
毎日 0700―2000

(ヘ)八戸港東南東方空戦訓練区域（海図 53 号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
40° 38′ 20″ N., 141° 44′ 25″ E.
40° 44′ 50″ N., 142° 06′ 45″ E.
40° 10′ 50″ N., 142° 23′ 00″ E.
40° 04′ 35″ N., 142° 01′ 10″ E.
毎日 0700―2000

(ト)那珂湊港北方対地射撃および爆撃訓練区域（海図 62 号参照）
36° 23′ 21″ N., 140° 35′ 15″ E. の地点附近
毎日 0700―2000

(チ)鹿島灘（犬吠埼東方）空戦訓練区域（海図62号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
36° 00′ 00″ N., 140° 55′ 00″ E.
36° 00′ 00″ N., 141° 11′ 00″ E.
36° 40′ 00″ N., 140° 11′ 00″ E.
36° 40′ 00″ N., 140° 55′ 00″ E.
毎日 0700―2000

(リ)大野原島附近対地射撃および爆撃訓練区域（海図 61 号参照）
34° 02′ 30″ N., 139° 23′ 00″ E. の地点附近
毎日 0700―2000

(ヌ)熊野灘空戦訓練区域（海図 93 号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
34° 08′ 00″ N., 136° 50′ 00″ E.
33° 46′ 00″ N., 136° 14′ 00″ E.
33° 36′ 00″ N., 136° 23′ 00″ E.
33° 58′ 00″ N., 137° 00′ 00″ E.
毎週月曜日、火曜日および水曜日、毎日 0700―1700

(ル)姫小島南方対地射撃および爆撃訓練区域（海図 142 号参照）
下記 4 地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

34° 04′ 17″ N., 132° 13′ 20″ E.
34° 03′ 00″ N., 132° 19′ 08″ E.
34° 08′ 00″ N., 132° 16′ 00″ E.
34° 07′ 40″ N., 132° 18′ 00″ E.
毎日 0700―2400

(ヲ)大村湾対地射撃および爆撃訓練区域（海図 1231 号参照）
32° 53′ 20″ N., 129° 51′ 30″ E. の地点附近
毎日 0700―1700

(ワ)芦屋港北方対地射撃および爆撃訓練区域（海図 1228 号参照）
33° 52′ 30″ N., 130° 37′ 00″ E. の地点附近
毎日 0700―1700

(カ)鳥島爆撃訓練区域（海図 1208 号参照）
32° 15′ 00″ N., 128° 06′ 00″ E. の地点附近
毎週月曜日―金曜日、毎日 0700―1700
（警誌 461 号参照）（外務省）

(428)北海道南岸――厚岸湾口 水底電線引揚作業実施

大黒島南端附近の海面（42° 56.6′ N., 144° 51.9′ E. 概位）において下記期間中水底電線引揚作業を実施している。附近航行の船舶は注意を要する。
期間 昭和 26 年 11 月 6 日――同年 12 月 31 日、昼間のみ
（海図30号（厚岸湾）参照）（第 1 管区海上保安本部）

(429)北海道西岸――小樽港 深浅測量実施

第 1 区の第1、第 2 ふとう附近（43° 11.8′ N., 141° 00.7′ E. 概位）および第 2 区の有幌町前面の船だまり（43° 11.3′ N., 141° 00.9′ E. 概位）において深浅測量を実施している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
期間 (イ)市営ふとう附近
昭和 26 年 12 月 1 日―同年 12 月 29 日、毎日 0800―1600
(ロ)有幌町船だまり
昭和 27 年 1 月 5 日―同年 1 月 25 日、毎日 0800―1600
標識 作業船は作業中紅旗を掲揚する、なお作業区域内にロープを張り、同ロープ上の 50 m 間隔に紅旗を設置してある。
備考 第1、第 2 ふとうに係岸する時は予め港長に連絡すること。
（海図 6 号参照）（第 1 管区海上保安本部）

(430)本州東岸 尻矢埼南方――物見埼 燈台消燈

白糠港燈台（41° 07.8′ N., 141° 23.9′ E. 概位）は昭和 26 年 11 月 29 日消燈した。（海図 53 号および書誌 411号 321 番各参照）（燈台部）

(431)内海 播磨灘北東――片上港 水路測量実施

片上港（34° 44′ N., 134° 12′ E. 概位）において下記期間中水路測量を実施している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
期間 昭和 26 年 12 月 10 日―同 27 年 1 月 31 日
標識 作業船は作業中白紅白の燕尾旗を掲揚する。
（海図 116 号参照）（水路部）

(432)内海 燧灘――新居浜港 棚下げ作業施行

第 1 区南側の西町前面（33° 57.9′ N., 133° 16.6′ E. 概位）の船だまりにおいて下記期間中棚下げ作業を施行している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
期間 昭和 26 年 11 月 20 日―同 27 年 3 月 31 日
（海図 1120 号参照）（第 6 管区海上保安本部）

(433)内海――尾道瀬戸東口 障害物存在

「松ヶ鼻」の北方約 400 m（34° 24.4′ N., 133° 14.2′ E. 概位）に竹わく（幅 4 m、長さ 55 m）が下記期間中設置してある。
期間 昭和 26 年 12 月 1 日―同27年 1 月 31 日
（海図 119 号参照）（第 6 管区海上保安本部）

(434)朝鮮西岸――木浦港および附近 航路標識について

(イ)木浦燈浮標（34° 47.0′ N., 126° 21.1′ E. 概位）は現在流失している。
(ロ)南角立標（34° 46.7′ N., 126° 22.3′ E. 概位）は存在しない。
(ハ)三鶴島の西方約 260 m（34° 46.7′ N., 126° 23.3′ E. 概位）の浅所標示の三角形頭標付紅塗円錐形浮標は現在流失している。
（海図 1266 号および書誌 412 号. 877 番各参照）（米告示 1951 年 5353 項）

(435)朝鮮西岸――木浦港 係船浮標設置

南角の東方約 580 m（34° 46.6′ N., 126° 22.7′ E. 概位）およびその東方約 180 m に係船浮標（2 個）が設置された。（海図 1266 号参照）（米告示 1951 年 5353 項）

(436)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
11 月 30 日 1700 浮標	本州北西岸隠岐列島島後の北北東方約52M 37° 12.2′ N., 133° 28.5′ E.	159	そうえい丸報
12 月 2 日 1200 浮標	本州東岸野田湾の東方約5M 40° 05′ N., 141° 59′ E.	53	第11ひの丸報

◉郵政省告示第四百九十五号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第三項及び第四項の規定に基き、昭和二十五年二月郵政省告示第三十二号（鉄道郵便局及びその出張所等に関する件）の別表の一部を次のように改正し、それぞれ下記の日から施行した。

昭和二十六年十二月十五日

郵政大臣 佐藤 栄作

所掌鉄道郵便線路及び積替駐在の欄、米子鉄道郵便局の行「宍道落合線」の次に「浜田浜原線」を十二月十日から、同青森鉄道郵便局の行「機織弘前線」の次に「大館阿仁合線」を十二月一日から、それぞれ加える。

◉郵政省告示第四百九十六号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第三項及び第四項の規定に基き、昭和二十五年二月郵政省告示第三十二号（鉄道郵便局及びその出張所等に関する件）の別表の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月五日から施行した。

昭和二十六年十二月十五日

郵政大臣 佐藤 栄作

所掌鉄道郵便局及び積替駐在の欄青森鉄道郵便局の行「大館阿仁合線」の次に「青森蟹田線」を加える。

◉電気通信省告示第二百五十九号

次の船舶託送発受所の施設事項を次のとおり変更し、下記の日から施行した。

昭和二十六年十二月十五日

電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	変更事項	新	現在	変更年月日
第一阪輪丸託送発受所	位置	名古屋港管理組合所属第一阪輪丸	愛知県所属第一阪輪丸	昭和二六、一〇、一三
第二十六日光丸託送発受所	同	松本佐左衛門所属第二十六日光丸	用宗水産株式会社所属第二十六日光丸	二六、八、二〇
わかたか託送発受所	名称	MS八三号託送発受所	わかたか託送発受所	二六、九、二九
	電報伝送上の名称	エムエスハチジウサン	ワカタカ	同
第一うらん丸託送発受所	位置	川口健太郎所属第一うらん丸	うらん水産株式会社所属第一うらん丸	二六、三、一〇
第一福吉丸託送発受所	名称	福徳丸託送発受所	第十一福吉丸託送発受所	二六、八、一五
	位置	菅原福蔵所属福徳丸	昭和漁業株式会社所属第一福徳丸	同
	電報伝送上の名称	ササハラフクトクマル	ダイジウイチフクヨシマル	同
妙福丸託送発受所	位置	山本雅佳所属妙福丸	斉藤正男所属妙福丸	二六、九、八
第五十七彦衛丸託送発受所	名称	彦衛丸託送発受所	第五十七彦衛丸託送発受所	二六、九、二〇
	電報伝送上の名称	ヒコエマル	ゴジウシチヒコエマル	同
西口第十五住吉丸託送発受所	名称	西口十五住吉丸託送発受所	西口第十五住吉丸託送発受所	二六、一一、一九
	電報伝送上の名称	ニシグチジウゴスミヨシマル	ニシグチダイジウゴスミヨシマル	同

◉**電気通信省告示第二百六十号**

次の船舶託送発受所を下記の日から廃止した。

昭和二十六年十二月十五日 電気通信大臣 佐藤 栄作

名称	位置	廃止年月日
第十一福住丸託送発受所	八木武雄所属第十一福住丸	昭和二六、七、一〇
三重丸託送発受所	三重県水産高等学校所属三重丸	二六、八、一

◉**建設省告示第千三十五号**

道路法第二十條第二項の規定により本大臣において国道改築工事を終了した区間は次の通りである。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

国道路線名	工事終了区間	工事終了期日
二	自滋賀県甲賀郡水口町大字水口字赤堀二四二八ノ二 至〃甲賀郡柏木村大字北脇字藤木五一七	昭和二十六年三月三十一日
二	自〃甲賀郡柏木村大字北脇字中切四三〇ノ二 至〃甲賀郡岩根村大字朝国字平山一ノ一九七	〃六月三十日
二	自〃甲賀郡三雲村字ナガレ八五ノ四 至〃栗太郡治田村大字上鈎字上大将軍九六ノ一	〃四月三十日

◉**建設省告示第千三十六号**

道路法第二十條第二項の規定により本大臣において国道改築工事を終了した区間は次の通りである。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

国道路線名	工事終了区間	工事終了期日
五	自青森県東津軽郡新城村大字鶴ヶ坂山本三 至〃東津軽郡新城村大字鶴ヶ坂川合八ノ三ノ二	昭和二十六年三月三十一日

◉**建設省告示第千三十七号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

大分県

青江川

北海部郡津久見町大字上青江字奥山六三三一番地の一下流筆境を対岸に延長した線より原川合流点に至る区間国有河川敷全部

佐度川

大分郡竹中村大字端登字柚の木九五七、九五八番地内標柱A、Bを結んだ線より河原内川合流点に至る区間国有河川敷全部

制後場川

大野郡川登村大字垣河内字制後場一〇三四番地上流筆境を対岸に延長した線より垣河内川合流点に至る区間国有河川敷全部

湯之坪川

大分郡由布院町大字川上字サカイ河原線四四三番地上流筆境を対岸に延長した線より大分川合流点に至る区間国有河川敷全部

欅川

東国東郡西武蔵村大字両子字新畑一四二六番地上流筆境を対岸に延長した線より久保田橋に至る区間国有河川敷全部

真玉川

西国東郡上真玉村大字黒土字小河内五六三一番地上流筆境を対岸に延長した線より大岩尾川合流点に至る区間国有河川敷全部

大岩屋川

西国東郡上真玉村大字大岩屋字天神七八七番地下流筆境を対岸に延長した線より真玉川合流点に至る区間国有河川敷全部

日足川

宇佐郡北馬城村大字日足字馬城山一四八〇番地上流筆境を対岸に延長した線より寄藻川合流点に至る区間国有河川敷全部

深見川

宇佐郡深見村大字寒水字中州七五四番地の一下流筆境を対岸に延長した線より今井橋に至る区間国有河川敷全部

◉**建設省告示第千三十八号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

徳島県

大阪谷

板野郡板西町大字吹田字古田の甲六三の六、一の一、一の三、八、九の二、一〇番地、字関東の甲九三の一、八の二、三の六、二の二、一の二、一番地の一各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、Lを結んだ線内の区域

吉田谷

美馬郡郡里町字東段一〇五番地の一上流筆境を対岸に延長した線より字川縁四七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間官民地境界線より左右各岸二十米の区域及び国有河川敷全部

高尾谷

板野郡御所村字深谷一二三、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三四番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、Lを結んだ線内の区域

高尾谷

板野郡御所村大字高尾字佐古一七五、一七六番地、字深谷一、一の二、二、三、四、五、五の二、六、七、九、一〇、一一、一二、一二の二、一三、一四、一四の二、一五、一六、一七、一八、一九、一九の一乃至一九の五、二九、四八の一、四八の二、四九、五一、五一の二、一二〇、一二一番地の二、字山王子一、二、二の二、六、七、八の一、八の二、九、一〇、一一、一一の二、四四、四五、四六乃至四九、五一、五五番地、字深谷五一、二九番地上流筆境を結んだ線より字佐古一七六番地内標柱A、字山王子五五番地内標柱Bを結んだ線に至る区間及び字深谷一九の四、四九番地上流筆境を結んだ線より本流に至る区間国有河川敷全部

園瀬川

名東郡佐那河内村大字上字北山三七の一、七一の三、七七、一〇五番地の一、字井開山一五の一、一六の一、一八九、一八八、一八〇番地の一各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線内の区域

園瀬川

名東郡佐那河内村大字上字野上原四の二、六七番地上流筆境を結んだ線より字井開三番地の二、字幸田一九八番地下流筆境を結んだ線に至る区間及び字八久保一一番地の三、字奥野四五番地上流筆境を結んだ線より本流に至る区間官民地境界線より左右各岸二十米の区域及び国有河川敷全部

園瀬川

名東郡佐那河内村大字上字宮前五七番地字白尾三番地上流筆境を結んだ線より字大黒一〇番地、字中辺七九番地の一下流筆境を結んだ線に至る区間官民地境界線より左右各岸二十米の区域及び国有河川敷全部

小屋谷川

美馬郡穴吹町大字穴吹字柳左右一〇四番地上流筆境を対岸に延長した線より字井口一三〇番地の二の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

不定谷川

美馬郡三島村大字小島字宮の段二三〇一番地上流筆境を対岸に延長した線より下流県道に至る区間の国有河川敷全部

三谷川

美馬郡三島村大字三谷字三の森七九八番地字高岩七二五番地内標柱A、Bを結んだ線より字三の森八五六番地の一、字高岩六八六番地内標柱C、Dを結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

◉**建設省告示第千三十九号**

砂防法第二條により一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

福岡県

頂吉川

小倉市中谷町大字頂吉字西河内三四五の一、三四五の三、三四六、三四七の一、三四七の二、三四八の一、三四八の二、三四八の三、三四九の一、三四九の二、三四九の三、三五一の一、三五一の二、三五二の一、三五二の二、三五六の一、三五六の二、三五七の三、三五七の二、三五七の一、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八の一、二九八の二、三五〇、二九二、二九九、三四五の二、三五三、三五四、三五五番地以上全筆

◉**建設省告示第千四十号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

宮城県

軍沢川

玉造郡鬼首村字軍沢岳第三一林班は小班、第三七林班い小班内標柱A、B、C、D、E、Fを結んだ線内の区域。字上軍沢一番地上流筆境を対岸に延長した線より字軍沢岳国有林第三一林班は小班内標柱Gを対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

寒風沢

玉造郡鬼首村字寒風沢一二番地鳴子町字柳木国有林三五林班い小班各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。鬼首村字寒風沢一二番地上流筆境を対岸に延長した線より荒雄川合流点に至る区間国有河川敷全部

由中沢

玉造郡川度村大字名生定字沢目木一一の三、一一の一、一一番地の二内標柱A、B、C、D、E、F、G、Hを結んだ線内の区域。一一番地内標柱G、Hを結んだ線より四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

水無沢

玉造郡鳴子町字古戸前九四の二、九七番地の一内標柱A、B、C、D、E、Fを結んだ線内の区域。九七番地の二地先合流点より九四番地の二内標柱D九七番地の一内標柱Eを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

一迫川

栗原郡花山村字切留国有林五四林班い、いの二内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域。五四林班ろの二上流筆境を対岸に延長した線より一六番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

砥沢

栗原郡花山村大字本沢字沼山六九番地の二全筆。字沼山七〇番地の一内標柱A、B、C、D、Eを結んだ線より川沿の区域。六三番地内標柱F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域。六九番地の一内標柱J、K、L、M、N、O、Pを結んだ線より川沿の区域。切留国有林三一林班いの七、いの九内標柱P、Q、R、Sを結んだ線より川沿の区域。六二番地内標柱T、Uを結んだ線より六七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

合ノ沢

栗原郡花山村大字本沢字虚空蔵四の二、一四の二、一三の一、一六の四、一六の二、一六の一、一五番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、Rを結んだ線内の区域

山口沢

栗原郡文字村大字下文字字上山口一七一一五の二、一八番地の二以上全筆。字赤坂七一番地内標柱A、B、Cを結んだ線より川沿の区域。六九番地内標柱C、D、E、Fを結んだ線より川沿の区域。字上山口一九番地内標柱G、H、I、Jを結んだ線より川沿の区域。字西海寺二六番地下流筆境を対岸に延長した線より字赤坂、六八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

田川

加美郡宮崎村大字宮崎字浦一番二七、二六、二五、二四の二、二四番地の一以上全筆。二三、二三の二、二三の一二一、二〇、二八の一、三四、四二、四三、四四、四五、四六番地の一内官民地境界線より二〇米の区域。字檜沢国有林一林班い小班内標柱A、B、Cを結んだ線より川沿の区域。字浦二番三五番地上流筆境を対岸に延長した線より字浦一番二三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

多田川

加美郡広原村大字上多田川字前坂六八番地の一、字新田一番地各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ区域。字舟鍾二番地の六、字北沢二十九番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線内の区域。字前板六九番地上流筆境を対岸に延長した線より合流点に至る区間及び字北沢三二番地上流筆境を対岸に延長した線より合流点に至る区間国有河川敷全部

朴の沢

登米郡米川村大字狼河原字西綱木一二六、三五二、三五三、三五四、一二五の一、一二五の三、一二五の二、一二三の一、三五五番地の一各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線内の区域

石貝川

本吉郡柳津村大字柳津字石貝一〇六の四、一一二番地以上全筆。一一一の一、一一一の二、一一一の三、一一一の四、一一一の五、一一八番地の一内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、Nを結んだ線より川沿の区域。一一三の二、一一三の一、一〇一の一、一〇三番地内標柱O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Zを結んだ線より川沿の区域。一二八番地上流筆境を対岸に延長した線より一〇六番地の五下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

狭川

桃生郡大川村大字小福地、字石道入五九番地、字館下八七六番地、大字福地字沢釜山国有林八〇林班い小班各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、Mを結んだ線内の区域。大字福地字沢釜山国有林八〇林班い小班内標柱Oを対岸に延長した線より大字小福地字石道入五八番地の二上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

倉ノ迫川

桃生郡二俣村大字東福田字岩倉山一三四の二、一三三の一、一三三の二、一三四番地の一、字高森一八二の一、一八二の二、一九二、一九三、一九四、一九五番地以上全筆。字岩倉山一三五の二、一三五の一、一四四番地内標柱J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、Tを結んだ線より川沿の区域。字高森一八三、一九一の五、一九一の六、一九一の七乃至一九一の一六、一九六番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域。字高森一八一番地上流筆境を対岸に延長した線より字岩倉山一四六番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

広瀬川

宮城郡広瀬村大字作並字壇ノ原四四、四六番地字上ノ台四四番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線より川沿の区域。字湯の原二四の二、二四の一、二四番地の三内標柱K、L、M、N、O、P、Qを結んだ線より川沿の区域。字湯ノ原四一番地上流筆境を対岸に延長した線より二三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

濁川

柴田郡川崎町大字前川字沼の平山一番地の二、刈田郡宮村字倉石岳国有林一林班と各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線内の区域

雉子尾川

伊具郡大内村大字大内字石宇一、一五、二番地、字南平一九九、一九八番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、Lを結んだ線内の区域

◉**建設省告示第千四十一号**

建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)第十一條第一項の規定に基き、昭和二十六年十月分建築物及び住宅動態統計の集計結果を左のとおり告示する。

昭和二十六年十二月十五日 建設大臣 野田 卯一

一 各表の記載例については、昭和二十六年四月三日建設省告示第二百二十八号官報掲載による。

第1表 着工建築物及び着工住宅府県別表 昭和26年10月分

	全建築物 延べ面積(坪)	全建築物 工事費予定額(千円)	住宅計 延べ面積(坪)	住宅計 棟数	新設住宅 戸数	新設住宅 延べ面積(坪)	新設住宅 棟数
昭和25年(4月―12月、月平均)	999,525	11,487,187	512,079	461,255	24,847	418,565	392,065
昭和26年10月分 合計	809,401	16,166,494	393,259	343,054	17,745	305,929	278,162
市部計	481,462	11,845,784	248,746	220,835	12,307	196,472	179,184
郡部計	327,939	4,320,710	144,513	122,219	5,438	109,457	98,978
北海道	40,999	2,876,218	18,670	19,668	794	15,704	16,742
青森	8,568	152,136	3,532	3,094	138	2,898	2,556
岩手	13,807	185,218	4,737	4,211	175	4,193	3,820
宮城	10,008	172,729	5,753	5,210	293	5,075	4,622
秋田	13,632	185,809	5,986	5,359	209	4,438	4,461
山形	10,527	152,289	4,134	3,594	137	3,002	2,693
福島	18,238	299,902	7,930	7,101	337	6,670	6,088
茨城	10,580	113,542	5,397	4,156	198	3,232	3,001
栃木	8,736	132,644	3,376	3,155	234	2,989	2,852
群馬	13,269	181,939	4,861	3,926	182	3,742	3,044

埼玉	10,481	159,222	4,172	3,710	261	3,687	3,221
千葉	7,628	142,875	3,839	3,380	176	2,878	2,678
東京	91,006	2,007,173	59,020	56,116	3,192	46,299	45,315
神奈川	29,050	602,698	17,133	16,078	1,072	13,732	13,326
新潟	20,517	191,338	10,848	9,149	226	6,783	6,203
富山	4,036	48,635	2,288	2,155	87	1,742	1,615
石川	10,112	121,512	4,300	3,695	107	2,758	2,449
福井	9,540	122,179	5,328	3,902	144	3,771	2,806
山梨	2,759	39,799	1,486	1,134	49	1,025	819
長野	14,378	145,872	6,958	6,289	239	5,238	5,024
岐阜	28,119	160,614	4,994	3,912	161	4,120	3,416
静岡	26,674	450,038	14,291	11,856	501	9,339	7,851
愛知	56,810	995,092	24,982	22,438	1,025	20,098	18,392
三重	11,227	123,935	4,985	4,576	196	4,169	3,874
滋賀	4,496	53,190	2,293	2,435	82	1,723	1,994
京都	10,430	181,633	3,115	2,635	118	2,076	1,830
大阪	70,431	1,646,153	35,197	29,572	2,043	30,690	26,117
兵庫	48,585	912,771	23,272	20,226	1,158	18,758	16,236
奈良	2,454	29,064	1,616	1,310	47	1,207	959
和歌山	6,242	104,713	3,331	2,764	168	2,634	2,430
鳥取	5,027	60,340	2,529	2,258	62	1,663	1,479
島根	10,971	412,131	3,301	2,102	88	1,894	1,602
岡山	17,229	362,588	8,348	5,560	275	5,527	4,757
広島	22,530	272,483	11,837	10,605	575	9,830	8,920
山口	11,128	198,535	4,759	3,455	190	3,832	2,949
徳島	5,152	65,888	2,736	2,498	104	1,865	1,849
香川	6,421	89,791	2,765	2,375	147	2,433	2,182
愛媛	15,634	246,771	5,875	4,997	211	4,304	3,659
高知	6,900	131,121	2,920	2,362	140	2,846	2,306
福岡	34,202	861,716	16,658	11,561	606	11,406	9,246
佐賀	9,817	130,974	5,211	4,130	229	3,985	3,270
長崎	13,976	205,648	7,680	6,755	354	6,009	5,505
熊本	10,514	127,103	5,079	4,359	227	4,233	3,718
大分	11,931	165,528	5,456	4,789	183	3,185	3,054
宮崎	8,748	95,236	3,678	3,631	235	3,023	3,008
鹿児島	11,282	99,709	6,663	5,311	300	5,273	4,229

第2表 着工建築物建築主別表 昭和26年10月分

	総計 延べ面積(坪)	総計 工事費予定額(千円)
総計	809,401	16,166,494
国	34,327	1,428,811
都道府県	25,619	687,651
市区町村	92,519	3,642,716
会社その他の法人	175,510	4,095,186
個人	481,426	6,312,130

第3表 着工建築物構造別表 昭和26年10月分

	総計 延べ面積(坪)	総計 工事費予定額(千円)	市部 延べ面積(坪)	市部 工事費予定額(千円)	郡部 延べ面積(坪)	郡部 工事費予定額(千円)
総計	809,401	16,166,494	481,462	11,845,784	327,939	4,320,710
木造	728,239	10,444,458	425,424	6,888,888	302,815	3,555,620
鉄筋コンクリート造	46,793	4,858,290	37,373	4,248,432	9,420	609,858
鉄骨造	30,742	722,508	15,757	585,374	14,985	137,129
その他	3,627	141,243	2,908	123,140	719	18,103

第4表 着工建築物用途別表 昭和26年10月分

	総計 延べ面積(坪)	総計 工事費予定額(千円)	市部 延べ面積(坪)	市部 工事費予定額(千円)	郡部 延べ面積(坪)	郡部 工事費予定額(千円)
総計	809,401	16,166,494	481,462	11,845,784	327,939	4,320,710
居住用建築物	400,827	6,148,900	249,338	4,578,470	151,489	1,570,430
公共用建築物	140,952	5,288,903	67,686	3,969,798	73,266	1,319,105
公益事業用建築物	14,701	385,954	9,852	251,917	4,849	134,037
商業用建築物	78,547	1,626,983	63,438	1,430,999	15,109	195,984
鉱工業用建築物	122,208	2,215,508	75,326	1,414,862	46,882	800,646
農林水産業用建築物	45,321	320,513	11,462	104,654	33,859	215,859
その他	6,845	179,733	4,360	95,084	2,485	84,649

第5表 着工住宅新設利用関係別表 昭和26年10月分

	総計 戸数	総計 延べ面積(坪)	総計 畳数	市部 戸数	市部 延べ面積(坪)	市部 畳数	郡部 戸数	郡部 延べ面積(坪)	郡部 畳数
総計	17,745	305,929	278,162	12,307	196,472	179,184	5,438	109,457	98,978
持家	13,659	252,499	226,808	9,193	156,094	140,957	4,466	96,405	85,851
貸家	2,167	23,491	22,073	1,807	19,704	18,170	360	3,787	3,903
給与住宅	1,429	23,589	22,828	932	16,208	15,352	497	7,381	7,476
その他	490	6,350	6,453	375	4,466	4,705	115	1,884	1,748

第6表 着工住宅新設種類別表 昭和26年10月分

	総計 戸数	総計 延べ面積(坪)	総計 畳数	市部 戸数	市部 延べ面積(坪)	市部 畳数	郡部 戸数	郡部 延べ面積(坪)	郡部 畳数
総計	17,745	305,929	278,162	12,307	196,472	179,184	5,438	109,457	98,978
専用住宅	13,009	205,021	201,267	9,341	138,475	136,648	3,668	66,546	64,619
農漁業用併用住宅	1,126	28,621	24,034	155	3,771	2,812	971	24,850	21,222
一般併用住宅	3,217	65,414	47,675	2,540	50,653	36,397	677	14,761	11,278
その他の住宅	393	6,873	5,186	271	3,573	3,327	122	3,300	1,859

第7表 着工建築物及び着工住宅新設都市別表（人口十五万以上及び県庁所在の都市） 昭和26年10月分

都市名	全建築物延べ面積(坪)	新設住宅 戸数	新設住宅 延べ面積(坪)
札幌	2,774	59	1,079
小樽	3,067	30	569
函館	2,277	11	162
青森	1,524	32	596
盛岡	2,132	28	474
仙台	4,075	154	2,388
秋田	2,437	42	719
山形	544	4	65
福島	889	18	436
水戸	1,202	27	514
宇都宮	1,458	25	481
前橋	726	11	198
浦和	2,232	35	404
千葉	2,316	20	369
東京	84,531	2,984	43,482
横浜	11,819	487	6,182
横須賀	1,870	65	761
川崎	7,167	247	2,893
新潟	1,428	29	481
富山	1,325	44	769
金沢	3,985	40	977
福井	3,895	65	1,646
甲府	932	15	310
長野	384	6	119
岐阜	2,631	59	1,329
静岡	5,239	120	1,990
浜松	4,517	89	1,491
名古屋	31,537	642	12,089
津	368	7	177
大津	557	10	167
京都	5,793	42	748
大阪	48,408	1,298	20,178
堺	4,072	212	2,720
布施	2,125	26	429
神戸	14,478	537	7,583
姫路	4,631	75	1,508
尼崎	3,713	74	935
奈良	452	5	158
和歌山	2,422	93	1,067
鳥取	956	9	214
松江	616	4	66
岡山	5,402	128	2,214
広島	6,643	205	3,232
呉	3,252	56	1,073
下関	1,934	46	1,039
山口	959	4	110
徳島	1,667	38	712
高松	1,679	57	1,033
松山	5,069	85	1,587
高知	3,330	76	1,532
福岡	2,582	52	1,112
八幡	2,027	44	858
大牟田	1,913	28	459
小倉	6,012	41	639
佐賀	916	18	308
長崎	3,112	101	1,307
佐世保	3,096	64	1,425
熊本	1,977	47	902
大分	2,194	16	278
宮崎	3,861	116	1,278
鹿児島	2,950	91	1,174

正誤

昭和二十六年三月三十一日官報号外(第二十八号)公布政令第八十五号農林漁業資金融通特別会計法施行令中

頁	段	行	誤	正
一三	一	終りから五	会計施行	会計法施行

総理府官報報告主任

昭和二十六年八月十四日農林省告示第二百九十号中二七四頁一段二〇行「種子用米穀をいう。」は「種子用の米穀をいう。以下同じ。」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十六年九月十日運輸省告示第二百二十号中一五七頁三段山口県の部中佐波郡「出雲町」は「生雲村」の誤り。

運輸省官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉同意通知 十二月十三日本院は公益事業委員会委員に伊藤忠兵衛を任命することに同意した旨参議院に通知した。

◉政府委員承認 十二月十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務政務次官 龍野喜一郎
外務政務次官 石原幹市郎
大蔵政務次官 西村直己
文部政務次官 今村忠助
厚生政務次官 松野頼三
農林政務次官 野原正勝
通商産業政務次官 本間俊一
運輸政務次官 佐々木秀世
郵政政務次官 寺本斎
電気通信政務次官 平井太郎
労働政務次官 溝口三郎
建設政務次官 塚原俊郎
経済安定政務次官 福田篤泰
賠償政務次官 入交太蔵
行政管理政務次官 山口六郎次
地方自治政務次官 藤野繁雄
物価政務次官 上原正吉

◉議案提出 十二月十三日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
農民の土地確保に関する決議案(八百板正外五名提出)
中小企業等の年末金融に関する決議案(坂本泰良外六名提出)

◉議案送付 十二月十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案
新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

○参議院

◉議事日程 十二月十四日の議事日程は左の通り。

議事日程 第二号
昭和二十六年十二月十四日(金曜日)
午前十時開議
第一 公益事業委員会委員の任命に関する件
第二 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)(委員長報告)
第三 昭和二十五年度及び昭和二十六年度参議院予備金支出の件(承諾を求める件)

◉議案提出 十二月十三日衆議院から左の議案を提出した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

◉議案受領 十二月十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案
新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

◉議案付託 十二月十三日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(閣法第一号)
新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(閣法第二号)
内閣委員会に付託

◉質問主意書転送 十二月十三日左の質問主意書を内閣に転送した。

相互銀行法と加入者を泣かす解約手数料に関する質問主意書(原虎一外一名提出)

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十六年十一月十三日

勲五等 大野勇
木杯一組を賜わる

◉昭和二十六年十一月十五日

井上熊児
正六位に叙する

井上熊児
木杯一組を賜わる

◉昭和二十六年十一月二十日

相模彊
勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十一月二十五日

正五位 膳桂之助
従三位に叙する

勲五等 膳桂之助
勲三等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十六年十二月六日

白井佐吉
従六位に叙する

白井佐吉
勲四等に叙し瑞宝章を授ける

故 井上熊児
特旨を以て位記を追賜せられる(十一月十五日)

故正五位 膳桂之助
特旨を以て位三級追陞せられる(十一月二十五日)

故 白井佐吉
特旨を以て位記を追賜せられる(十二月六日)

○特別調達庁

総理府事務官 野田義昌
願に依り本官を免ずる(十一月十五日)

同 阿部整
福岡特別調達局促進監督部一般促進課勤務を命ずる

同 岡田一雄
福岡特別調達局局長官房庶務課勤務を命ずる(以上十一月十六日)

○運輸省

地方事務官 大槻巖
京都府陸運事務所登録機材課長を命ずる(七月一日)

P.310

法務府公告

○工場財団

東京都中央区銀座三丁目三番地四日本理化工業株式会社から東京都大田区下丸子町三〇四番所在の同会社東京製作所に属する機械器具装置東京都江東区亀戸町九丁目二九二番所在の同会社亀戸工場に属する建物並びに機械器具装置に対し新に工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十日以内にその権利を当庁に申出でられたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十五日

東京法務局大森出張所

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地一神岡鉱業株式会社より大牟田市浅牟田町三番地の一外一筆、同市東泉町四五番地外一四筆、同市八尻町二丁目一番地、同市八尻町二丁目九番地の六に跨る同社所有の三池製煉所本工場、同市新開町二番地の一外一筆に跨る同社所有の三池製煉所横須賀工場、同市北磯町二番地の三外一〇筆、同市新開町二番地の一四外一筆に跨る同社所有の三池製煉所耐火煉瓦工場に属する土地、建物、工作物並に機械器具等に対し工場財団組成の為所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三〇日以内にその権利を当庁に申出でられたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十五日

福岡法務局大牟田出張所

○漁業財団

東京都千代田区丸の内二丁目二番地一日魯漁業株式会社から船籍港函館市汽船第一日宝丸汽船第二日宝丸帆船第一日興丸帆船第二日興丸並に之に属する船具に対し漁業財団組成の為め漁業財団目録追加変更登記の申請があつたから右の財団に属する動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備へ付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十五日

東京法務局

大蔵省公告

○証票無効

一専売監視証　昭和二十四年七月一日交付第三二四号　日本専売公社高崎地方局　田島　浩名義の分

右紛失の旨、届出があつたので昭和二十六年十一月十五日以後無効とする。

昭和二十六年十二月十五日　大蔵省

一、海上保安官の証

昭和二十五年八月一日交付　第五五八号　一冊

海上保安庁在勤

司法巡査　海上保安官　中村文男名義の分

昭和二十六年五月十三日紛失

一、海上保安官の証

昭和二十六年五月一日交付　第二五五号　一冊

第四管区海上保安本部在勤

司法警察員　海上保安官　石毛謙二名義の分

昭和二十六年十月二十四日亡失

一、海上保安官の証

昭和二十六年三月八日交付　第六四四号　一冊

第六管区海上保安本部在勤

司法巡査　海上保安官　久保田勝名義の分

昭和二十六年十一月五日紛失

一、海上保安官の証

昭和二十六年四月十二日交付　第四九一号

第三管区海上保安本部在勤

司法巡査　海上保安官　岩崎五郎名義の分

昭和二十六年十一月十八日亡失

右届出があつたから事故発生の日以降無効とする。

昭和二十六年十二月十五日　海上保安庁

厚生省公告

○動産売払公告

一、売払物件

製薬機械一式

種目　三段式真空蒸溜器外五十三品目

数量　二百二点

二、右物件の所在地

東京都目黒区中目黒二ノ三一〇

国立衛生試験所目黒分室

三、入札心得書及び契約條項を示す場所

東京都千代田区霞ケ関二ノ一

厚生省大臣官房会計課物品係

電話銀座(57)五七〇一～九　内線二〇四、二〇五

四、下見日時

自昭和二十六年十二月二十日　至昭和二十六年十二月二十二日　三日間

右現場説明は十二月二十一日行うにつき買受希望のものは当日十時迄に二、の場所に参集のこと

五、入札及び開札の日時　昭和二十六年十二月二十四日(月曜日)午後一時より二時迄、入札締切後即時開札

(郵送入札は認めず。)

六、入札の場所　三、に同じ

七、入札加入保証金　見積価格の百分の五以上。但し、入札加入保証金は入札前現金をもつて会計課に納入のこと

右公告する。

昭和二十六年十二月十五日

厚生省大臣官房会計課

正誤

昭和二十六年十一月二十四日官報掲載建設省土地収用公告第六十一号起業地の項三行目「東城区」は「東成区」の、同三十日同第六十八号起業地の項「谷内村大字出瀬地内」は「谷内村大字田瀬地内」のいずれも誤り。

建設省官報報告主任

裁判所公告 (●印は新料金)

○公示催告

●昭和二十六年(ヘ)第五号

川辺郡加世田町武田五五四五番地

申立人　米川勝豊

別紙目録表示の株券について申立人から公示催告の申出があつたからその所持人は昭和二十七年六月十五日午前十時までに当裁判所に権利の届出をなしその株券を提出されたい。もし右期日までに右の届出及びその提出をしないときは株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十一月十四日

鹿児島簡易裁判所

裁判官　鞍掛武舘

(別紙)　目録

鹿児島トヨタ自動車株式会社百株券三枚

記号番号　乙い第百七十五号、同第百七十六号、同第百七十七号

株券額面　金五千円

一株払込　金五十円

発行年月日　昭和二十四年七月三十日

最終名義人　米川勝豊

最終所持人　同人

●昭和二十六年(ヘ)第九号

新居浜市前田町敬天寮

申立人　林　甯秋

別紙表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年二月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其無効を宣言することがある。

昭和二十六年六月二十六日

新居浜簡易裁判所

裁判官　沖小三郎

(別紙)

四国機械工業株式会社株式百五十株

一株の額面　金五十円也

一株の払込額　金五十円也

記号番号　へ乙七四二七、へ丙二五二

発行者　四国機械工業株式会社

最終株主　林甯秋

最終所持人　林甯秋

●昭和二十六年(ヘ)第四一〇号

尼崎市神田北通八丁目二二四

申立人　藤原義一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　物件目録

約束手形一通

金額　五万円也

支払期日　昭和二十六年十一月二十二日

支払地　大阪市

支払場所　株式会社大阪銀行十三支店

振出地　大阪府豊能郡庄内町

振出日　昭和二十六年八月六日

振出人　大阪府豊能郡庄内町浜江五五、マモル工業株式会社取締役社長村田守康

受取人　福幸洋行

裏書人　大阪市北区太融町一二三、福幸洋行足立幸市

被裏書人及び裏書日附　空白

●昭和二十六年(ヘ)第四一一号

海南市日方三百八十九番地

申立人　下津計造

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

大阪機工株式会社株式百株(五十株券二枚)

但し

株券額面　金二千五百円也

一株の金額　金五十円也

一株の払込金額　金五十円也

記号及番号　へ第一二五九七号、へ第一三四七六号

発行年月日　昭和十九年二月十一日

発行者　大阪機工株式会社取締役社長福間忠識

最終株主　下津計造

同会社株式百株(十株券十枚)

但し

株券額面　金五百円也

一株の金額　金五十円也

一株の払込金額　金五十円也

記号及番号　戊第四〇〇号、自戊第四九七七号至戊第四九八一号、自戊第五五八二号至戊第五五八五号

発行年月日　昭和十四年十二月一日

発行者　大阪機工株式会社取締役社長原清明

最終株主　下津計造

●昭和二十六年(ヘ)第四一二号

大阪市北区宗是町一番地旭化成工業株式会社内

申立人　稲西喜太郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

旭化成工業株式会社株式一百株

株券額面　金五千円也

一株の払込金額　金五十円也

記号、番号　ろ丁第五三一五七号

発行日　昭和二十四年八月三十日

株券名義人　鈴木滋

最終所持人　稲西喜太郎

●昭和二十六年(ヘ)第四一三号

和歌山市湊字中洲千六百八十番地

申立人　増田菊次郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

株式会社三和銀行株式一百株券十枚

但

額面　金五千円

払込金額　金五千円

記号番号　自ほ第一〇〇九二一号至ほ第一〇〇九三〇号

発行者　株式会社三和銀行

発行日　昭和　年　月　日

最終株主　増田菊次郎

所持人　同人

●昭和二十六年(ヘ)第四一四号

神戸市東灘区御影町石屋字狭間百八十五番地の一

申立人　服部松太郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　株券目録

株式会社大阪造船所株券一枚

一株の金額　金五十円

一株の払込金額　金五十円

株券の種類　五十株券

額面金額　金二千五百円

記号番号　に第〇一六〇号

発行者　株式会社大阪造船所取締役社長南俊二

最終株主(所持人)　服部松太郎

●昭和二十六年(ヘ)第四一五号

室蘭市舟見町九九

申立人　牧田忠夫

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

国光製鎖鋼業株式会社新株五十株券三枚

記号番号　は乙五六九、五七〇、一八八七

額面　金七千五百円　(払込金三千七百五十円)

一株の金額　五十円

最終名義人　株式会社振昌洋行代表取締役池永充実

株式会社大阪造船所株式五十株券三枚

記号番号　甲九四、一三〇、二七二

額面　金七千五百円(全額払込済)

一株の金額　五十円

最終名義人　大連証券信託株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第四一六号

武蔵野市吉祥寺六一六

申立人　田辺惠清

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

一種類　東洋紡績株式会社株式

数量　一百株券二枚

株券額面　金五千円

一株に付払込　金五十円

記号番号　戊ほ第三二六〇号、戊ほ第三二六一号

発行者　東洋紡績株式会社

最終株主　仲長証券株式会社取締役社長檜山義彦

最終所持人　田辺惠清

●昭和二十六年(ヘ)第四一七号

高知市本町九九番地鏡証券株式会社内

申立人　富中昌喜

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

株式会社大丸株券五百株(イ)五十株券二枚(ロ)一百株券四枚

一株の払込額　金五十円也

額面　(イ)二千五百円也(ロ)五千円也

記号番号　(イ)は二〇二三、二〇二四(ロ)ろ七二五七、九九九二、九二二〇、九二二一

最終名義人　富中昌喜

最終所持人　富中昌喜

●昭和二十六年(ヘ)第四一八号

豊中市大字麻田一六六〇番地

申立人　沼田春海

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

石原産業株式会社株式百株券一枚

記号及番号　い甲七八五九号

一株の払込額　金五十円也

額面金額　五千円(全額払込済)

最終名義人　小山倉吉

発行者　石原産業株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第四一九号

新潟市白山浦一丁目三五七番地

申立人　水野文雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

株式会社中山製鋼所五十株券一枚

額面　金二千五百円也

一株の払込額　金五十円也　(全額払込済)

記号番号　ゐ乙第八一七号

発行日　昭和十六年五月三十日

最終株主　水野文雄

●昭和二十六年(ヘ)第四二〇号

吹田市南泉町二五八六番地

申立人　島津　牧

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

島田硝子株式会社株式一百株

一株の額面金額　金五十円全額払込

記号番号　い第二六八〇号

発行日　昭和二十三年十二月一日

発行者　島田硝子株式会社取締役社長島田一郎

最終株主　島津牧

●昭和二十六年(ヘ)第四二一号

大阪市東区今橋五丁目一八番地

申立人　大阪商事株式会社右取締役社長　溝口庄太郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日

大阪簡易裁判所

(別紙)　目録

東洋紡績株式会社株式二百株

但し百株券一枚五十株券二枚

一株の額面金額　金五十円也全額払込

記号番号　Aほ第八六五一〇号

最終株主　前田滋

記号番号　戊に第五八九七七号戊に第四〇六七号

最終株主　小林益太郎

発行者　東洋紡績株式会社

株券最終所持人　大阪商事株式会社取締役社長溝口庄太郎

●昭和二十六年(ヘ)第四〇号

神戸市葺合区布引町四丁目一〇〇

申立人　三輪清次郎

神戸市灘区篠原南町三丁目二六

同　山田　絹

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月六日

神戸簡易裁判所

(別紙)　目録

(一)三輪清次郎分

川崎車輌株式会社株式百株券十枚

記号及び番号　(イ)丁は自一二四一八号、同至一二四二三号、同一二三一九号、同四三九八号、(ロ)丁は八一六号(ハ)丁は三〇五二号

一株の金額　金五十円(全額払込済)

株式名義人　(イ)神戸証券金融株式会社(ロ)中西勝(ハ)平田由美子

(二)山田絹分

右同会社株式五十株券二枚百株券二枚

記号及番号　丙ろ二三二七号、同二三二八号(五十株券)丁は一四〇四号、同一二三七二号(百株券)

一株の金額　前に同じ

株式名義人　山田絹

●昭和二十六年(ヘ)第三号

川崎市二子三〇〇

申立人　木沢長吾

別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に

届出及び提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日

昭和簡易裁判所

簡易裁判所判事　堀川信雄

（別紙）　株券目録

日本碍子株式会社株式一百株

一株額面　金五十円全額払込済

額面及び枚数　五千円（百株）券一枚

記号番号　な八二三四

発行年月日　昭和二十四年九月一日

最終名義人　内外徳田証券株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第三号

千葉県船橋市小栗原町二丁目三百四十一番地

申立人　松九　憲正

右代理人弁護士　高田　一

別紙目録表示の小切手について前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出且つその小切手を提出されたい。若し右期日迄に右の届出を為さないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月一日

市川簡易裁判所

裁判官　糟谷清映

（別紙）　小切手目録

(一)小切手の種類　預金小切手

発行年月日　昭和二十六年八月三日

金額　金十五万円

番号　16/349

振出地及振出人　千葉県市川市、株式会社千葉銀行市川支店支店長鶴岡勝

受取人　持参人

支払地及支払人　千葉県市川市、株式会社千葉銀行市川支店

(二)小切手の種類　預金小切手

発行年月日　昭和二十六年八月三日

金額　金十五万円

番号　16/352

振出地及振出人　千葉県市川市、株式会社千葉銀行市川支店支店長鶴岡勝

受取人　持参人

支払地及支払人　千葉県市川市、株式会社千葉銀行市川支店

●昭和二十六年（ヘ）第四号

東京都中央区宝町二丁目四番地

申立人　日本農水産株式会社

右代表取締役社長　加藤祐三郎

別紙目録表示の貨物引換証券について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所にその権利を届出で且その貨物引換証券を提出されたい。若し右期日迄に右の届出を為さないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十日

市川簡易裁判所

裁判官　糟谷清映

（別紙）　目録

貨物引換証　浜小樽六三二号

荷送人住所氏名　小樽市稲穂町、日本農水産株式会社

荷受人住所氏名　船橋市、日本農水産株式会社

品名、荷造、個数　鰊粕　建八九十個

重量、又は容積　十屯

運送方法　鉄道便車扱

運送品価格　金四十万円也

運賃及料金　金一万四千五十円也

引換証発行手数料　金七十円也

運賃支払方法　現払

本証券作成年月日　昭和二十六年十月二十二日

本証券作成地　小樽市

発送取扱駅名　浜小樽駅

到着地及び着扱店名　総武線船橋駅　日本通運株式会社船橋支店

車号　ト二二三八五号

表記の運送品は裏面記載の約款により取扱いこの貨物引換証と引換に荷送人殿又はこの貨物引換証持参人に着扱店に於いて御引渡致します。

発行店　小樽市堺町百十番地、日本通運株式会社小樽支店長代理浜小樽営業所所長住吉恭四郎

●昭和二十六年（ヘ）第五号

千葉県千葉郡二宮町薬円台二百二十番地

申立人　林　良夫

別紙目録表示の小切手について前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出で且その小切手を提出されたい。若し右期日迄に右の届出を為さないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十五日

市川簡易裁判所

裁判官　糟谷清映

（別紙）　目録

一証書　十五番小切手一枚

額面　金六千一百五円也

振出年月日　昭和二十六年六月二十九日

振出地　千葉県千葉郡二宮町

振出人　警察予備隊習志野駐屯部隊分任資金前渡官吏二等警察士高橋仁一

支払人　日本銀行船橋代理店

最終所持人　千葉県千葉郡二宮町薬円台二二〇、林良夫

●昭和二十六年（ヘ）第一号

東京都文京区新諏訪町一六番地

申立人　酒井建設工業株式会社

右代表取締役　酒井　利雄

南巨摩郡睦合村南部八四六八番地

右代理人　芦沢　弁作

別紙表示の証書につき前記申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証書を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証書の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月十八日

鰍沢簡易裁判所

裁判官　千代浦昌美

（別紙）　目録

貨物引換証

昭和二十六年四月二日新津支店津川営業所発行第一号貨物引換証

品名個数等　鋼索ドラム巻五個

荷送人　東京鋼機株式会社

荷受人　酒井建設工業株式会社

重量及び運送方法　十屯　車扱

運送品価格　金一百二十万円

運賃料金及諸料金　金一万一千五百円

引換証発行手数料　金四十円

到着地及着扱店名　身延線内船駅日通身延支店内船営業所

●昭和二十六年（ヘ）第四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇号

当事者の表示　別紙の通り

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十三日

大阪簡易裁判所

（別紙）　当事者の表示

東京都中央区京橋三丁目六番地

申立人　北川　敏夫

東京都江戸川区小岩町三丁目千五百二十一番地

同　伊東左武郎

東京都渋谷区代々木上原千二百七番地

同　桑畑　なみ

兵庫県武庫郡良元村伊子志甚後五百二十番地

同　高木　良一

三重県志摩郡長岡村相差千二百四十一番地

同　河相　大徹

埼玉県南埼玉郡慈恩寺村小溝

同　金子　光輝

豊中市桜塚東通一丁目十三番地

同　坂本　復二

小樽市色内町四丁目三番地

同　水内　梅吉

岐阜市長森野一色、富田女子高等学校内

同　後藤　秀彦

右九名申立代理人

弁護士　村本　一男

（別紙）　目録

（北川敏夫）

東洋ベアリング製造株式会社百株券一枚

額面　五千円

記号番号　ろ甲第二二二七号

発行日　昭和二十年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終株主名義人　南武雄

最終所持人　北川敏夫

（伊東左武郎分）

東洋ベアリング製造株式会社五十株券二枚

額面　二千五百円

記号番号　新乙第六一〇六号、六一〇七号

発行日　昭和十七年六月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終株主名義人　住友生命保険株式会社

最終所持人　伊東左武郎

（桑畑なみ分）

東洋ベアリング製造株式会社百株券一枚

額面　五千円

記号番号　ろ甲第二四七八号

発行日　昭和二十年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終株主名義人　桑畑武彦

最終所持人　桑畑なみ

（高木良一分）

東洋ベアリング製造株式会社百株券一枚

額面　五千円

記号番号　は甲第六八九九号

発行日　昭和二十四年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長小野重一

最終株主　高木良一

（河相大徹分）

東洋ベアリング製造株式会社百株券一枚

額面　五千円

記号番号　は甲第九八六〇号

発行日　昭和二十四年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長小野重一

最終株主名義人　山口美代子

最終所持人　河相大徹

（金子光輝分）

東洋ベアリング製造株式会社(イ)十株券四枚(ロ)五十株券一枚

額面　(イ)五百円(ロ)二千五百円

記号番号　(イ)ろ丙自第一三八〇号至第一三八二号、は丙第六〇〇号(ロ)は乙第一八一号

発行日　(イ)ろ丙自第一三八〇号至第一三八二号昭和二十年九月一日(ロ)(イ)は丙第六〇〇号昭和二十四年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社

最終株主　金子光輝

（坂本復二分）

東洋ベアリング製造株式会社株式五十株券二枚

額面　二千五百円

記号番号　ろ乙第七三八七号（最終株主名義人柳田正雄）第七一〇八

号（最終株主名義人大阪商事株式会社）

発行日　昭和二十年九月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終所持人　坂本復二

（水内梅吉分）

東洋ベアリング製造株式会社株式(イ)五十株券一枚(ロ)十株券五枚

額面　(イ)二千五百円(ロ)五百円

記号番号　(イ)ろ乙第一一九〇七号(ロ)丙自第二七一五号至第二七一九号

（昭和二十年九月一日発行）(昭和十五年二月一日発行)

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終株主　水内梅吉

（後藤秀彦分）

東洋ベアリング製造株式会社五十株券一枚

額面　二千五百円

記号番号　新乙第六四〇二号

発行日　昭和十七年六月一日

発行者　東洋ベアリング製造株式会社取締役社長丹羽昇

最終株主　後藤秀彦

●昭和二十六年（ヘ）第三号

東京都千代田区神田岩本町一二番地

申立人　株式会社丸信

右代表取締役　川口博三郎

証券の表示

一、別紙の表示の通り

右の証券について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年七月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十三日

生野簡易裁判所

裁判官　坂東米人

（別紙）　目録

約束手形

一、金八万円也

振出人　大阪市東区南久太郎町三丁目二十番地、株式会社松岡政商店

受取人　株式会社丸信

振出の年月日　昭和二十六年九月十六日

支払期日　昭和二十六年十一月二十日

支払地　大阪市

振出地　大阪市

支払場所　株式会社大阪銀行片江支店

●昭和二十六年（ヘ）第一号

兵庫県城崎郡香住町若松六百九番地

申立人　株式会社香住銀行

右代表取締役　植田　栄助

同所

別紙表示の証券について前記申立人から公示催告の申出があつたからその所持人は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月三十一日

浜坂簡易裁判所

裁判官　野崎隆幸

（別紙）　証書の重要なる旨趣

一額面　金五十万円小切手

小切手番号　第一八七号

振出銀行　京都銀行七條支店

受取人　香住町農業協同組合

振出年月日　昭和二十六年十月十一日

支払場所　株式会社香住銀行香住支店

●昭和二十六年（ヘ）第四四号

東京都千代田区神田須田町二の六

申立人　西岡　功

右代理人弁護士　岩松　孝雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月十三日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録

電気化学工業株式会社株式一百株券一枚

種類及額面　一百株券金五千円也

記号及番号　は七六五号

最終株主名義人　西岡功

発行者　電気化学工業株式会社

電気化学工業株式会社株式十株券十枚

種類及額面　十株券金五百円也

記号及番号　ろ一三三三二一、ろ一五三三二二、辰ろ九九一、辰ろ九九二、辰ろ二一七四〇、辰ろ二一七三七、辰ろ一一〇二九、辰ろ三一四七、辰ろ一一〇三〇

最終株主名義人　佐藤巳之助

発行者　電気化学工業株式会社

大日本印刷株式会社株式八十株

種類及額面　五十株券一枚金二千五百円也十株券三枚金五百円也

記号及番号　乙八七一、該号丙〇〇九二、該号乙八七二、該号乙八七三

最終株主名義人　西岡奈津子

発行者　大日本印刷株式会社

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告（昭和二十六年十二月十日）

資産の部　千円

金地金	五〇一、二八七
現金	八三二、五五五
割引手形	五二、七四九、六九七
貸付金	二〇三、五二三、四一八
外国為替貸付	一三五、六四七、六一四
政府貸付金	四〇、六四二、九五五
国債	八三、三二一、二五〇
内国為替集中決済立替金	一五、七七七、八六三
代理店勘定	一、八二四、四一四
雑勘定	一七、九〇三、〇九五
総計	五五二、六二四、一五一

負債の部

発行銀行券	四三三、八一五、五九五
金融機関預金	三、三〇八、三一一
政府預金	七〇、七〇七、二二〇
其他預金	三、九八八、八五三
内国為替集中決済預り金	一七、〇六九、三九〇
準備金	七、三四七、七四六
雑勘定	一三、六五六、七七七
資本金	一〇〇、〇〇〇
積立金	二、六三〇、二五六
総計	五五二、六二四、一五一

昭和二十六年十二月十三日

日本銀行

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当組合は昭和二十六年十二月七日臨時総会の決議により解散致しました当組合に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出なき方は清算から除外致します。

昭和二十六年十二月八日

名古屋市中村区禰宜町五の一五

愛知県正油協同組合

清算人　江崎　富雄

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月十三日株主総会の決議により解散しました。当会社に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。若し右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

昭和二十六年十二月十三日

岐阜市戎町三丁目一番地

岐阜化学工業株式会社

代表清算人　中川　寮造

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十一月三十日の株主総会で資本金二百万円を百五十万円に減少することの決議を致しましたが之に対し異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨当会社に申出下さい。

昭和二十六年十二月十日

高知市細工町七番地

土佐薬業株式会社

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年十一月二十八日の株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は本公告日より二箇月以内に其債権を御申出なきときは清算から除斥されます。

昭和二十六年十二月十二日

布施市大字御厨六十七番地

近畿冷蔵株式会社

清算人　田中　純一

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたから債権者は第一回公告の日より六十日以内に御申出下さい。右御申出がないと清算から除外されます。

昭和二十六年十二月十五日

大阪市西区京町堀上通三丁目四十二番地

大阪北鋼株式会社

清算人　高木　宏平

解散公告

当会社は昭和二十六年十月十五日株主総会の決議により解散した、当会社に対し債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい、若し此の期間内に申出がないときは清算から除斥いたします。

昭和二十六年十二月十日

京都市左京区聖護院川原町一

新々化産株式会社

清算人　高橋　秀徳

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月十日社員総会の決議に依り解散しましたから当会社に対し債権を有せらるる方は本公告第一回掲載の翌日より二箇月以内に其の旨申出下さい。若し右期間迄に御申出なきときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十五日

岐阜県武儀郡美濃町一四九〇番地

ナオミ化工有限会社

清算人　直井　潤

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十五日臨時株主総会により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算依り除斥致します。

昭和二十六年十二月五日

横浜市中区曙町二丁目十九番地

会社名　大和商事株式会社

清算人　秋山　玉秋

解散公告（第二回）

当組合は昭和二十六年三月十五日組合総会の決議により解散しましたので当組合に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十三日

名古屋市中川区白金町二の二

大和工業企業組合

代表清算人　長谷川利行

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月二十三日株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権を有せられる方は此の公告の日から二箇月以内に申出でられたい。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月十五日

広島県佐伯郡五日市町海老塩浜五百十三番地の三

株式会社丸五商店

清算人　高木　治郎

組織変更公告

昭和二十六年十二月一日開催の社員総会で有限会社みすず書房はその組織を変更し株式会社みすず書房となすことを決議したので、右に対し異議ある向きは、本公告掲載の日から二箇月以内にお申出下さい。

昭和二十六年十二月一日

東京都文京区春木町一丁目二二番地

有限会社みすず書房

東洋一の温泉ホテル

金澤市郊外

駅より自動車三十分

第二十六期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表

資金の部

土地	一、〇七二、八六五・八二
建物	一、七七二、四八〇・〇八
装置	二八四、六三七・〇八
機械	一、八三七、五六〇・〇八
什器	二〇〇、四三五・九六
器具工具	二三四、一八七・九五
製品及半製品	二、〇〇七、五六〇・〇〇
原料、貯蔵品	五、九四五、八三八・五三
売掛金	四〇四、六六三・六三
投資有価証券	七七、九二七・八〇
銀行預金	一、四一二、六二六・九四
現金	一一七、六五七・二八
受取手形	三、四〇四、二七二・八〇
合計	一八、七七二、七一三・九五
負債の部	
支払手形	三、四〇七、六五五・〇〇
買掛金	八七二、七四二・六五
未払金	六六一、五五八・八八
前受金	一、九一五、八一八・〇〇
仮受金	三八〇、三九二・〇〇

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

資本金	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	一〇五、〇〇〇・〇〇
割引手形	三、三五二、五七二・八〇
納税引当金	九九、三〇七・〇〇
再評価積立金	四、六六五、六八〇・〇〇
次期配当積立金	五〇、五七二・三九
貸倒準備金	一六、六六七・〇九
退職積立金	八〇、七六六・〇〇
当期利益金	一、五六三、九八二・〇六
合計	一八、七七二、七一三・九五

昭和二十六年十一月三十日

愛知県中島郡今伊勢町大字新神戸字五輪野四十一番地

株式会社太洋製作所

第三十三期決算公告

自昭和二十五年十一月二十二日

至昭和二十六年十一月二十一日

（昭和二十六年十一月二十一日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）

土地・建物	九、九三六、四八〇・六九
車輌運搬具	八六六、五八六・〇〇
什器備品	三五〇、〇六三・〇〇
電話使用権	一七六、一五〇・〇〇
有価証券	一三、五六八、一五五・四八
未収入歩戻り金	一三、八〇〇・五七
預金及現金	四〇、七五五、七三一・四二
計	三二〇、七九〇、二〇四・四四
貸方（負債の部）	
資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一、三一〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	九〇〇、〇〇〇・〇〇
恩給基金	三五二、〇〇〇・〇〇
従業員退職積立金	四〇五、八八三・六四
什器償却積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	七、六六八、〇七〇・〇〇
借入金	三、六一一、七八九・〇〇
支払手形	七八、三三六、二〇五・四四
買掛金	五一、七二〇、二二五・一八
預り金	二四二、三四二・八六
仮受金	二六五、六七六・一八
抽籤券	一二〇、九七六・〇〇
酒税差金	七〇、二六四・七三
未払酒類加算税	一一、七八三、〇八六・三九
前期繰越金	四一九、八九一・三三
当期利益金	一九、五六三、七六三・七〇
計	三二〇、七九〇、二〇四・四四

昭和二十六年十二月十日

大阪市東区高麗橋二丁目十六番地

株式会社松下商店

一目で解る 刑法の体係

司法試験受験者、学生、司法官、警察官、官公庁公務員の必携の書

図解刑法総論

監修 警察大学講師 中央大学教授 前大審院検事 樫田忠美

中央大学司法試験研究会編

「本書は法学に於ける縦横の研究を行う上に洵に模範的な指南書である」樫田忠美

A5判 65頁 ¥95円

中央大学協同組合出版部 中央大学学生会館内

商品	四三、九一二、一六五・六九
売掛金	九五、五六八、六三三・九八
受取手形	七、六八四、一五二・六〇
取立未収金	一、〇三一、〇八五・〇〇
預け金	一、七四八、三六八・八八
立替金	一二三、二六九・一〇
仮払金	二、七二九、二九五・〇三
未収入金	二、三三七、二六七・〇〇

◉号外 十二月十二日付衆会第二号八頁

第三十七回決算報告

（昭和二十六年九月三十日）

貸借対照表

資産の部

什器	三七、四六三・六〇
保証金	二〇、八五〇・〇〇
不動産	一、八二四、三六九・〇五

在庫	一、四五五、八一五・九九
工具	二六三、六二八・八〇
仮払金	一、六九三、四三四・〇〇
現金	一四一、二九四・八七
銀行預金	三三七、四八一・四〇
定期預金	四八〇、〇〇〇・〇〇
未収金	三、八五六、九三二・〇〇
仕掛工事	一七一、六九八・〇〇
完成工事支払金	三六、〇〇四、六二七・〇一
沖縄仮払金	三四、五三〇・〇〇
沖縄出張所	三八一、一九六・五〇
未経過費用	九七、一六五・八二
工事利益金	六、九八一、三二八・七九
合計	五三、七八三、七九五・八三
負債及資本金	
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	五一、四三五・〇〇
別途積立金	七〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一、四九〇、六四四・〇〇
前期繰越金	二四、〇五七・一六
支払手形	一、九七〇、〇〇〇・〇〇
税金引当金	二一、三〇六・〇〇
完成工事受入金	四二、九八五、九三五・八〇
福岡出張所	一八六、一四六・一三
仮受金	一、三七五、〇〇〇・〇〇
沖縄仮受金	一、四一三、四八一・〇二
未払金	五三五、一五一・〇〇
当期利益金	六六〇、六三九・七二
合計	五三、七八三、七九五・八三

昭和二十六年十一月

日本理装工業株式会社

訂正公告

昭和二十六年十二月八日会社その他の公告欄一四六頁三段臨時株主総会招集公告中一行「午後三時」は「午後二時」の誤りに付訂正致します。

西日本勧業振興株式会社

正誤

昭和二十六年十二月十日会社その他の公告欄一七九頁関西電力株式会社の復興金融金庫借入金公告下段二十三行「二万四千四十万円」は「二億四千四十万円」の、同三十九行「一千二百九万十円」は「一千二百九十万円」のいずれも誤植

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費

公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰 百円

但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 千五百円

広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当 二百円

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 印刷庁

電話九段(33)三二一一～三二九 振替東京一九〇〇〇 官報課